

福岡県石油コンビナート等防災計画

令和7年10月

福岡県石油コンビナート等
防 災 本 部

目 次

第1章 総 論	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の性格	1
第4節 用 語	2
第2章 県内特別防災区域の現況	3
第1節 特別防災区域の範囲	3
第2節 自然的、社会的環境	8
第3節 特別防災区域の特性	9
第3章 防災関係機関等の責務及び業務の大綱	11
第1節 防災関係機関等の責務	11
第2節 防災関係機関等の業務	12
第4章 災 害 想 定	16
第5章 防災に関する組織及び活動体制	18
第1節 福岡県石油コンビナート等防災本部	18
第2節 防災関係機関	19
第3節 特定事業所	22
第4節 応援協力体制	25
第6章 災害予防対策	28
第1節 特定事業者の予防対策	28
第2節 行政機関の予防対策	29
第3節 自然災害予防対策	29
第4節 低頻度大規模災害に関する予防対策	30
第5節 航空機の災害予防	30
第6節 防災施設、防災資機材の整備及び確保	31
第7節 防災教育及び訓練	33
第8節 防災に関する調査研究	35
第7章 通報及び情報の伝達	36
第1節 異常現象の通報	36
第2節 情報の収集及び伝達	38

第8章 災害応急対策	65
第1節 現地防災本部等の設置.....	65
第2節 応急措置.....	69
第3節 自衛防災組織の活動基準.....	72
第4節 警戒区域の設定と避難及び交通規制並びに広報.....	73
第5節 自衛隊に対する災害派遣の要請.....	76
第9章 災害復旧対策	79
第1節 災害の原因調査.....	79
第2節 改善計画.....	79
第3節 公共施設の災害復旧対策.....	79

資 料

1	石油コンビナート等災害防止法（抜粋）	80
2	石油コンビナート等災害防止法施行令（抜粋）	86
3	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜粋）	87
4	石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜粋）	92
5	福岡県石油コンビナート等防災本部条例	95
6	福岡県石油コンビナート等防災本部運営規程	96
7	海上保安庁の機関と消防機関との業務指定の締結に関する覚書	98
8	特別防災区域に係る事業所別石油、高圧ガス等 貯蔵・取扱・処理量調（集計表）	99
9	防災資機材の整備状況（総括表）	104
10	特定事業所の自衛防災資機材の要設置数（総括表）	110
11	県内における主な防災資機材取り扱い業者の資材保有状況	115
12	福岡県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿	116
13	石油コンビナート等災害防止法第2条第5号の規定に 基づく第2種事業所（指定）	119
14	石油コンビナート等特別防災区域内に発生した災害事故等	121
15	石油コンビナート等特別防災区域図	146

第 1 章 総 論

第 1 節 計 画 の 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づき、福岡県石油コンビナート等防災本部が作成する計画であり、本県における石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 計 画 の 基 本 方 針

石油コンビナート等特別防災区域の特殊性にかんがみ、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがあるところから、この計画では特に次の基本方針に沿って万全の防災体制を確立するものとする。

- 1 防災関係機関は、その果たすべき責務を認識し、平素から防災体制の整備を災害発生の防止に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 災害の防ぎよに当たっては、地域住民の安全を最優先に考慮するものとする。
- 3 特定事業者は、当該施設からの災害の発生及び拡大の防止について、第1次的責任を有するものとする。
- 4 防災関係機関は相互に協力して防災対策を推進するものとする。

第 3 節 計 画 の 性 格

- 1 この計画は、福岡県の特別防災区域に係る防災に関する基本的計画である。
- 2 この防災計画は、国の防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、福岡県地域防災計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下、南海トラフ地震特措法。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。

なお、南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡

築上町である。

- 4 この計画は防災に関する研究・技術の進歩、特別防災区域の状況の変化等に伴い、必要に応じて逐次補完整備するものである。

第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 法 ……石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)をいう。
- 2 政 令…石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)をいう。
- 3 特 別 防 災 区 域…法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 4 特 定 事 業 所…法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。
- 5 特 定 事 業 者…法第2条第7号及び第8号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。
- 6 特 定 防 災 施 設…法第2条第10号に定める施設、設備をいう。
- 7 防 災 資 機 材…法第16条第4項に定める防災資機材等をいう。
- 8 防 災 本 部…法第27条第1項の規定に基づき設置された福岡県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 9 現 地 防 災 本 部…法第29条第1項の規定に基づき設置する福岡県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 10 現地活動統制本部…現地防災本部長が防災本部長と協議して設置する福岡県石油コンビナート等現地活動統制本部をいう。
- 11 防 災 計 画…法第31条第1項の規定に基づき計画する福岡県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 12 防 災 関 係 機 関…特定地方行政機関(法第26条に定める機関)、气象台、自衛隊、県警察、県、市及び指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号及び第6号により指定された指定公共機関及び指定地方公共機関)をいう。
- 13 大容量泡放射システム…政令第13条第1項の大容量泡放射砲及び第3項の大容量泡放射砲用防災資機材等並びに第14条第5項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をいう。

第 2 章 県内特別防災区域の現況

第 1 節 特 別 防 災 区 域 の 範 囲

県内の特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年7月 9日政令第192号)及び同政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示(昭和51年7月14日通商産業省・自治省告示第1号)をもって、京都郡苅田町、北九州市、福岡市の管内にそれぞれ苅田地区、北九州地区、福岡地区の三地区が指定され、昭和54年9月26日同政令の一部改正(政令第264号)及び同告示の一部改正(通商産業省・自治省告示第 1 号)により豊前市の管内に豊前地区が指定された。

平成元年6月23日同政令の一部改正(通商産業省・自治省告示第1号)により京都郡苅田町の管内における苅田地区が指定解除された。

平成8年7月31日同政令の一部改正(政令第232号) 及び同告示の一部改正(通商産業省・自治省告示第1号)により北九州市の管内に白島地区が指定された。

令和2年9月9日同政令の一部改正(政令第272号)により豊前市の管内に豊前地区が指定解除された。

県内の特別防災区域の範囲は次のとおりである。

1 北九州地区

福岡県北九州市の区域のうち次の区域

- (1) 小倉北区末広 2 丁目、浅野 3 丁目、許斐町、東港 2 丁目及び西港町の区域のうち主務大臣の定める区域
- (2) 戸畑区大字中原字先の浜、大字戸畑字名古屋、飛幡町及び川代 1 丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- (3) 若松区響町 1 丁目の区域
- (4) 八幡東区大字若松の区域

戸畑区牧山 5 丁目及び牧山海岸、八幡東区大字尾倉字高見、字多々羅、字節原、字井上、字築田、字西田及び字浜田、並びに大字前田字芒田、字小緑、字大塚、字鯛田、字中ノ塚、字唐木、字下ノ原、字中伏、字洞岡、字波戸、字瀬戸原及び字和井田並びに八幡西区東浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

- (5) 八幡西区舟町、大字熊手、大字藤田、黒崎城石及び洞南町の区域のうち主務大臣の定める区域
- (6) (4) 及び (5) の区域に介在する道路の区域

2 白島地区

北九州市若松区大字安屋の区域のうち主務大臣の定める区域

3 福岡地区

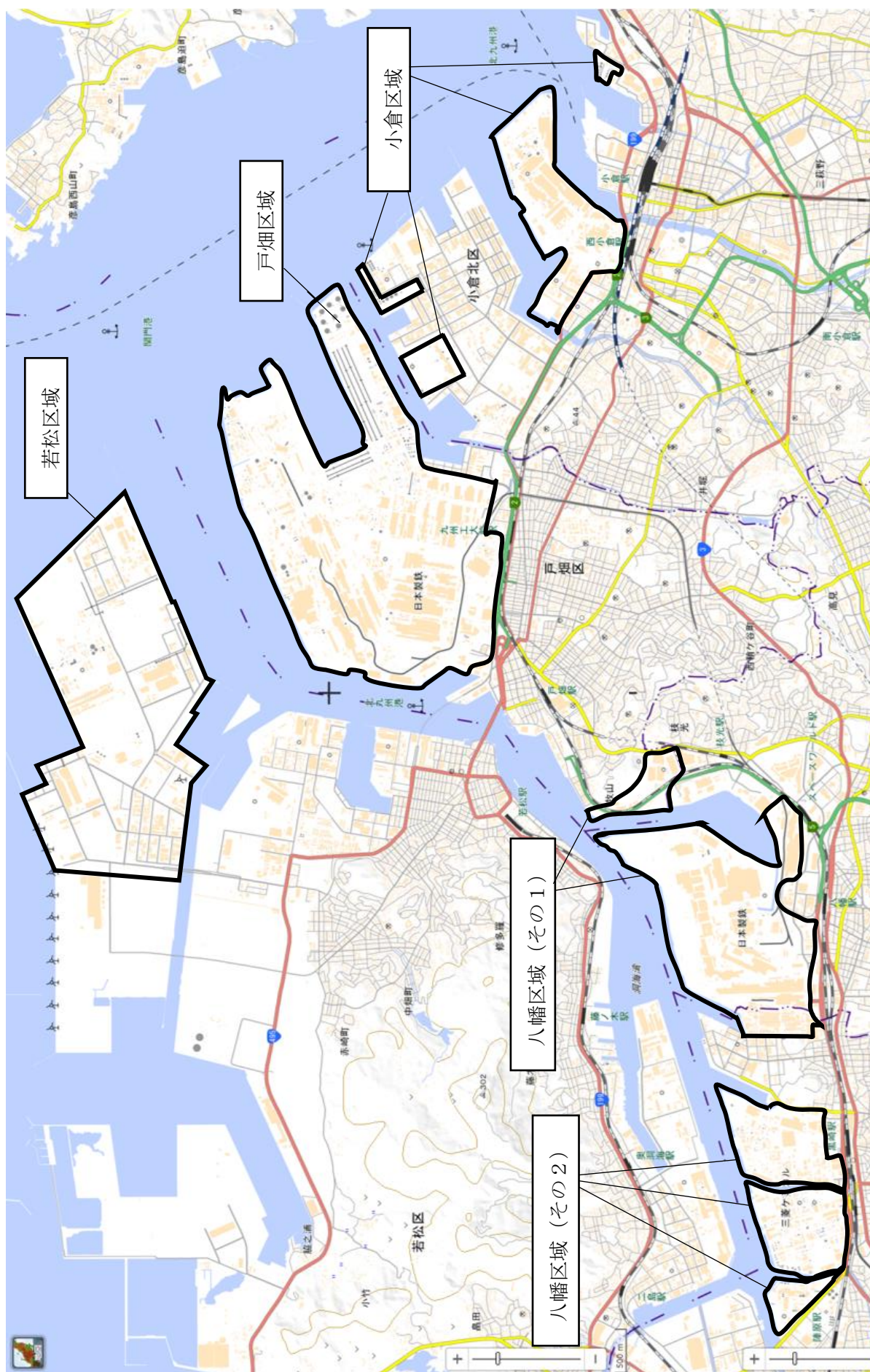
福岡市の区域のうち次の区域

- (1) 東区西戸崎3丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- (2) 中央区荒津1丁目及び荒津2丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- (3) (1) 及び(2)の区域の介在する道路の区域

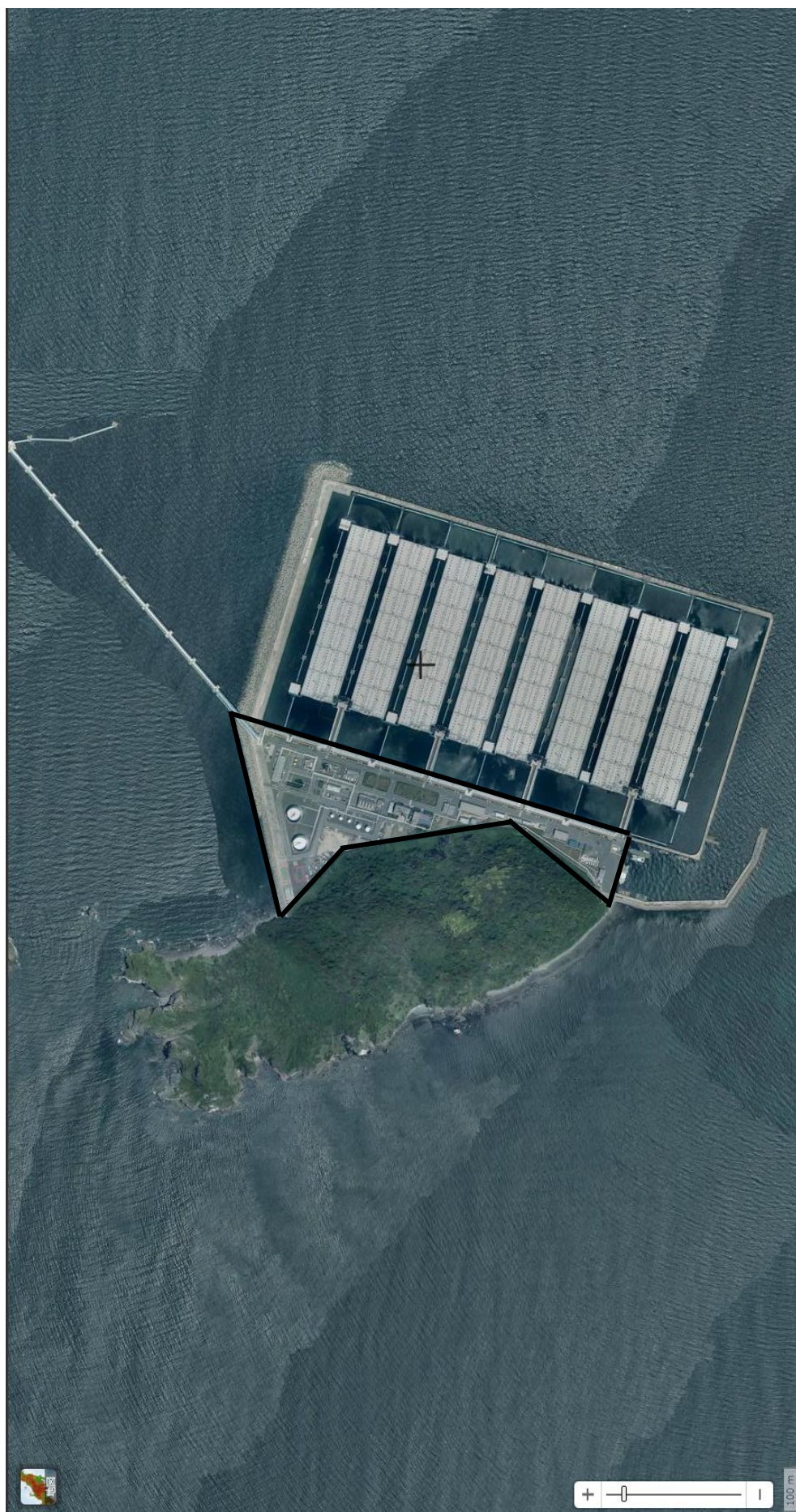
○ 主務大臣の定める区域……告示「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定」
に関する抜粋は資料4に示すとおりである。

福岡県における特別防災区域の範囲は次図のとおりである。

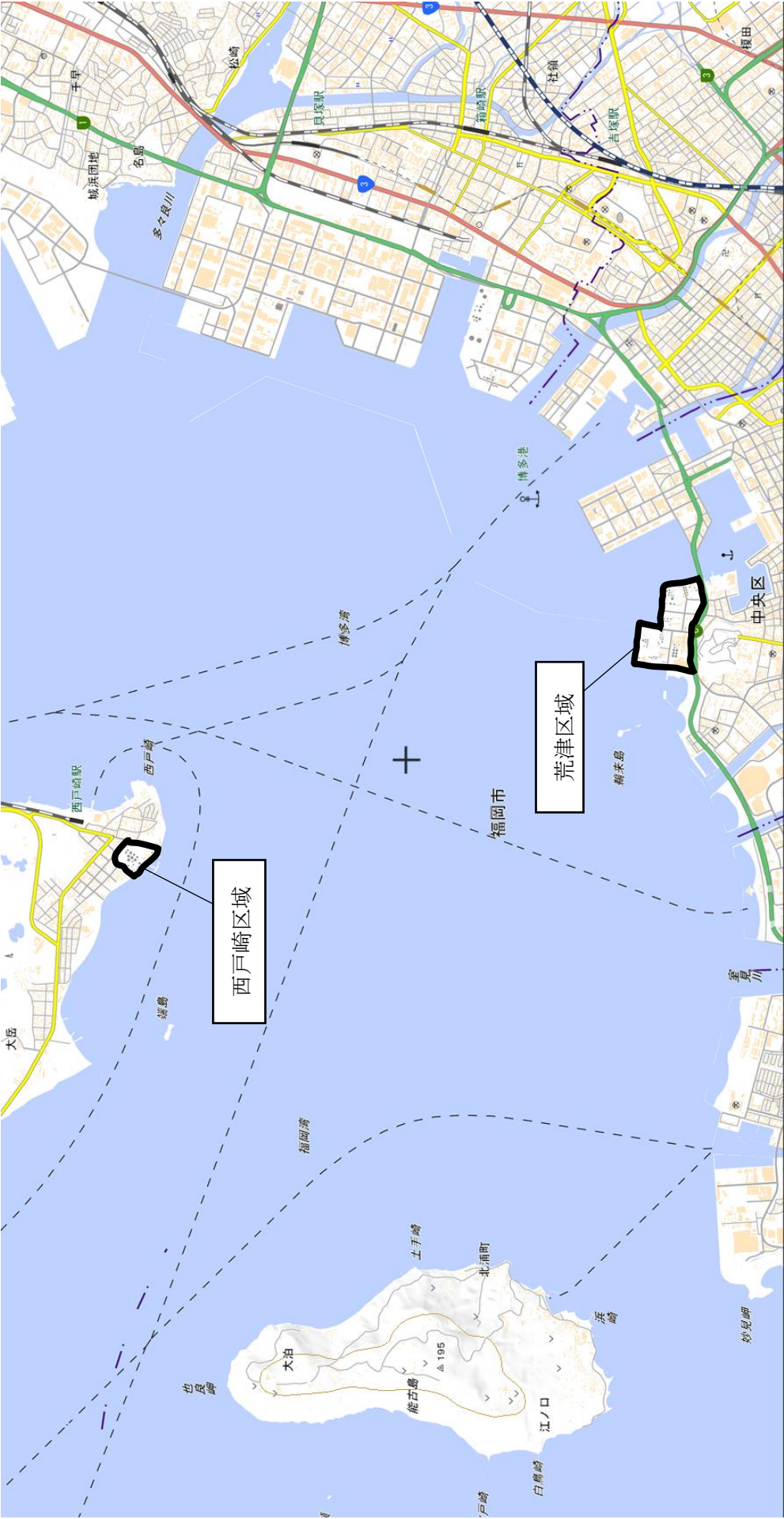
特別防災地区の位置（北九州地区）



特別防災地区の位置（白島地区）



特別防災地区の位置 (福岡地区)



第2節 自然的、社会的環境

県内特別防災区域の自然的、社会的環境は次のとおりである。

○ 北九州地区

北九州市は、人口約907,000人、東西約34km、南北約33km、面積約492km²、九州の最北端で本州との接点に位置し、東は周防灘、北は関門海峡及び響灘に面し、北東部は企救山塊に、南は福智山系に占められ、周防灘、関門海峡、響灘及び洞海湾に面し、一大工業地帯を擁した大都市を形成している。

気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風が強い。年間を通じ比較的温和で、風水害等による大きな被害は比較的少ない。

市は、昭和38年2月旧5市を合併し、同年4月政令都市に指定され、我が国の重要な工業地帯として鉄工業を中心に発展してきた。

その後エネルギー革命、科学的技術水準の向上に伴う生産形体の変遷により、産業構造も必然的に変化しつつある。

特別防災区域は、周防灘、関門海峡、響灘及び洞海湾に面した工業地帯で、総面積約22.87km²、製鉄、化学工業、セメント製造、発電、石油、高圧ガス貯蔵所等の特定事業所及びその他の事業所が存在している。

○ 白島地区

白島地区は、北九州市若松区沖合約8kmの白島(男島)東側に位置した国家石油備蓄基地で、面積は約0.14km²である。

気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西、夏季は南東の風の出現頻度が高い。また平均して北からの波浪の出現頻度が高い。

○ 福岡地区

福岡市は、人口約1,660,000人、東西約28km、南北32km、面積約343km²で、九州の北岸中央部に位置し、北は玄界灘に面し、東は三郡山系、南西は背振山系に囲まれた扇形の地勢を形づくり、博多湾に面して大都市を形成している。

気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風が強い。年間を通じて比較的温和で風水害等による大きな被害は比較的少ない。

市は、昭和47年4月政令都市に指定され、九州における中枢機能を持つ都市として発展を続け、水資源の確保、交通体系、上下水道、河川など都市基盤の整備をはじめ快適な都市環境の創造を進めている。

特別防災区域は、市街地の中心より北西の荒津及び博多湾を隔てた西戸崎で、総面積約0.3

3km²、石油、高圧ガス貯蔵所の特定事業所及びその他の事業所が所在している。

第3節 特別防災区域の特性

特別防災区域の総面積は約11.57km²で、第1種事業所13、第2種事業所13、計26事業所及びその他の事業所があり、特別防災区域に係る事業所の石油、高圧ガス等の貯蔵・取扱、処理量は資料8のとおりで、石油の総貯蔵・取扱量は約89.2万kl、高圧ガスの総処理量は約6,168万Nm³である。また、白島地区に接する東側海域には約586万klの石油を貯蔵する基地がある。

特別防災区域は、各地とも海域に臨み市街地とは一部を除き、道路、鉄道、軌道等で遮断されているが、北九州地区の小倉北区末広2丁目及び福岡地区の荒津、西戸崎では、特定事業所の一部が住居地帯と近接している。

○ 北九州地区

関門海峡及び響灘に面した小倉地区、戸畑地区及び若松地区と、洞海湾に面した八幡地区に大別され、いずれも埋立造成地に立地した工業地帯である。

中部の小倉地区は、面積約1.75km²で、石油・高圧ガス貯蔵所、鉄鋼、発電等の特定事業所及びその他の事業所があり、大別して石油、高圧ガス貯蔵所と重工業地帯に区分され、末広2丁目及び西港町に大量の石油貯蔵施設がある。

石油の総貯蔵・取扱量は約19.0万kl、高圧ガスの総処理量は約2.8万Nm³である。

市街地とは、ほとんどが国道199号線及びJ R九州鹿児島本線により遮断されている。

洞海湾に面する戸畑地区は、面積約7.01km²で、製鉄、化学、発電等の特定事業所及びその他の事業所がある。

石油の総貯蔵・取扱量は約12.3万kl、高圧ガスの総処理量は約5,290万Nm³である。

市街地とは、国道199号線及びJ R九州鹿児島本線により遮断されており、住居地帯と屋外貯蔵タンクとの最短距離は約250mである。

西部の八幡地区は、面積約1.57km²で、鉄鋼、化学の特定事業所及びその他の事業所がある。

石油の総貯蔵・取扱量は約2.3万kl、高圧ガスの総処理量は約130万Nm³である。

市街地とは、ほとんどが国道3号線、県道及びJ R九州鹿児島本線により遮断されているが、一部住居地帯と近接している特定事業所があり、住居地帯と屋外貯蔵タンクとの最短距離は約230mである。

西北部の若松地区は、面積約0.88km²で、コークス等の特定事業所があり、石油の総貯蔵・取扱量は約1.8万kl、高圧ガスの総処理量は約570万Nm³である。

この地区は、響灘を埋立て造成されたもので、住居地帯と屋外貯蔵タンクとの最短距離は約2,100mである。

○ 白島地区

白島地区は、北九州沖合い約8kmの地点に位置し、面積約0.14Km²で石油備蓄の特定事業所があり、石油の取扱量は約26.4万klとなっている。この地区は、前述のとおり、県内における特別防災区域としては、最も新しく指定され、当該地区に接した東側には、約70万klの容量を持つ石油貯蔵船8隻を有する備蓄基地の海域部がある。

○ 福岡地区

荒津地区と西戸崎地区の二地区を包含し1つの特別防災区域として指定され、両地区は博多湾をはさんで相対する形となっている。

市の中心部から荒津地区までの距離は約3Km、西戸崎地区までの距離は約23Kmであり、両地区相互間の陸上における距離は約26Km、海上の直線距離は約4.5Kmである。

荒津地区は、面積約0.15Km²で、石油、高圧ガス貯蔵取扱所の特定事業所及びその他の事業所がある。

石油の総貯蔵・取扱量は約16.8万kl、高圧ガスの総処理量は約150万Nm³である。

北、東及び西は海に面し、南西は市の水処理センター、南は道路を隔てて住居地帯と接している。

同地区の周囲は道路に囲まれ一画をなしているが、その中に特別防災区域外の一般地域があり、一般事業所が所在している。

住居地帯と屋外貯蔵タンクとの最短距離は道路を隔てて約50mである。

西戸崎地区は、面積約0.08Km²で石油貯蔵取扱所の特定事業所及びその他の事業所がある。

石油の総貯蔵・取扱量は約10.5万klである。

東、西及び南は海に面し、北は住居地帯と接しており、住居地帯と屋外貯蔵タンクとの最短距離は道路を隔てて約60mである。

なお、同地区内に農水省の動物検疫所及び市の水処理センターがある。

第 3 章 防災関係機関等の責務及び業務の大綱

防災関係機関及び特定事業者等が法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、特別防災区域に係る防災の責務及び業務の大綱は、次のとおりである。

第 1 節 防災関係機関等の責務

1 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る災害から県民を保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の防災活動等が円滑に行なえるよう勧告、指導、助言の措置をとるものとする。

2 県

県は、関係する市を包括する地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民を保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、防災関係機関が処理する防災に関する事務及びその業務の遂行に対して迅速に行えるよう総合的な調整を行うものとする。

3 北九州市、福岡市

各市は、地方公共団体として特別防災区域に係る災害から市民を保護するための責任を有し、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するものとする。

4 指定公共機関等の公共機関

指定公共機関等の公共機関は、その業務の公共性又は公益性の観点から、自ら防災活動を実施するとともに、県及び関係市の防災活動等が円滑に行えるようその業務に協力するものとする。

5 特定事業者

特定事業者は、当該事業所における災害防止の第 1 次責任者として、法令及びこの計画に定めるところにより、災害の発生及び拡大防止に関して万全の措置を講ずるものとする。

また、特別防災区域に係る災害の拡大防止に関し、他の事業者と協力し、相互一体となって必要な措置を講ずるとともに、防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

6 その他事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、消防法令等の関係法令に基づき防災組織及び防災資機材の整備充実等、防災体制の強化を図るとともに、災害時においては、防災関係機関及び特定事業所等の行う防災活動に積極的に協力するものとする。

第2節 防災関係機関等の業務

1 特定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- オ 災害情報等の収集、伝達及び連絡調整に関すること。
- カ 警察通信の確保及び運用等に関すること。

(2) 九州産業保安監督部

- ア 高圧ガス等の保安監督指導に関すること。
- イ 保安教育の指導に関すること。
- ウ 災害情報等の収集及び報告の徴収、伝達及び災害原因調査に関すること。

(3) 九州地方整備局

- ア 直轄公共土木施設の整備及び防災対策に関すること。
- イ 災害情報等の収集、伝達に関すること。
- ウ 港湾及び海岸の災害対策に関すること。
- エ 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画の策定に関すること。
- オ 関係公共施設の復旧に関すること。

(4) 第七管区海上保安本部

- ア 海上災害の防止に関する指導及び啓発に関すること。
- イ 海上における人命救助、財産の保護その他救済を必要とする場合の援助に関すること。
- ウ 海上流出油の防除措置義務者等に対する指導、命令及び緊急時における防除措置の実施に関すること。
- エ 海上火災発生時の消火活動の実施に関すること。
- オ 船舶交通の安全確保(避難、航行規制等)、その他海上の保安警備に関すること。
- カ 海上災害における防災資機材の整備、調達及び海上輸送に関すること。
- キ 海上災害における災害情報等の収集、伝達及び広報に関すること。
- ク 海上防災訓練の指導及び実施に関すること。

(5) 福岡労働局

- ア 事業所における労働災害の防止に関すること。
- イ 天災地変時の労働保険料等の納付特例扱いに関すること。

ウ 自衛防災組織及び共同防災組織の要員に係る労働者災害補償保険法の適用に関すること。

エ 災害情報等の収集、伝達及び災害原因の調査に関すること。

オ 安全衛生教育の指導に関すること。

2 福岡管区気象台

(1) 気象・地象・水象に関する特別警報、警報、注意報及び情報の発表並びに伝達に関すること。

(2) 気象・地象・水象に関する観測資料の提供に関すること。

3 自 衛 隊

(1) 災害の応急措置の実施に関すること。

(2) 被災者の救助及び救護措置に関すること。

(3) 防災資機材等の緊急輸送等の支援に関すること。

4 福岡県警察本部

(1) 交通規制に関すること。

(2) 警戒区域の設定に関すること。

(3) 被災者の救助及び救護措置に関すること。

(4) 避難の警告又は指示及び誘導に関すること。

(5) 災害情報等の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。

(6) その他警察上、必要な活動に関すること。

5 福 岡 県

(1) 防災本部の事務に関すること。

(2) 防災の組織の整備に関すること。

(3) 危険物、高圧ガス、毒劇物の保安監督指導並びに防災対策に関すること。

(4) 防災教育及び訓練の実施に関すること。

(5) 港湾施設の保全に関すること。

(6) 防災緩衝緑地等安全な都市環境整備の促進に関すること。

(7) 防災資機材の整備促進及び資機材の調達、斡旋等の指導に関すること。

(8) 市の災害応急対策に対応する応援体制の総合調整に関すること。

(9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(10) 県域を超えた応援の相互調整に関すること。

(11) 災害情報等の収集、伝達、広報に関すること。

(12) 災害の応急措置の実施に関すること。

- (13) 被災者の救助及び救護措置に関すること。
- (14) 緊急輸送の確保に関すること。
- (15) 防災に関する調査研究に関すること。
- (16) 傷病鳥獣の救護体制の整備及び救護の実施に関すること。
- (17) 事件の状況、監視の結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視、評価の実施に関すること。
- (18) その他の防災に関し、県が掌握する事務に関すること。

6 北九州市、福岡市

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 災害情報等の収集、伝達、広報に関すること。
- (3) 危険物の保安監督指導及びその他危険物施設の査察に関すること。
- (4) 特定事業所の特定防災施設、自衛防災組織等に対する指導及び災害予防の監督指導に関すること。
- (5) 防災資機材の整備促進及び資機材の調達、斡旋等に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び避難指示に関すること。
- (7) 被災者の救助及び救護措置に関すること。
- (8) 防災資機材等の緊急輸送に関すること。
- (9) 災害の応急措置の実施に関すること。
- (10) 原因調査に関すること。
- (11) 防災教育及び訓練の実施に関すること。
- (12) 港湾施設の保全に関すること。
- (13) 防災緩衝緑地等安全な都市環境整備の促進に関すること。
- (14) 防災に関する調査研究に関すること。
- (15) その他の防災に関し、市が掌握する事務に関すること。

7 指定公共機関等の公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社北九州支店、福岡支店及び大分支店
電信、電話施設の保全と災害時における通信の確保に関すること。
- (2) 日本赤十字社福岡県支部
災害時における医療救護及びその他の援助活動に関すること。
- (3) 九州電力株式会社
電力施設の保全と災害時における電力供給の確保に関すること。
- (4) 報道機関

ア 気象、地象及び水象予警報の報道に関すること。

イ 災害状況及び災害対策の報道に関すること。

ウ 避難広報に関すること。

エ 防災知識の啓発等の報道に関すること。

(5) 陸上及び海上の業務を行う公共的団体

防災資機材等の緊急輸送等の支援に関すること。

8 特定事業者

(1) 危険物、高圧ガス、毒劇物等の保安に関すること。

(2) 特定防災施設等の整備及び保全に関すること。

(3) 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織の運営に関すること。

(4) 異常現象の通報及び連絡体制の整備、徹底に関すること。

(5) 災害時等の応急措置及び防ぎよに関すること。

(6) 防災教育の徹底及び訓練の実施に関すること。

(7) 石油コンビナート等特別防災区域協議会の積極的な運営に関すること。

(8) 防災に関する調査研究に関すること。

9 その他の事業所

防災関係機関への協力に関すること。

第4章 災 害 想 定

特別防災区域には、危険物、ガス類、毒劇物等が多量に貯蔵され、取り扱われていることから、不測の事故又は自然災害等によって火災、爆発、流出、漏洩、拡散等の災害を引き起こし、その規模も広範囲に拡大することが予想される。

想定される災害は、危険物、ガス、毒劇物等の種類、濃度、事故の態様、台風・地震・津波・風浪等いわゆる自然災害の状況、施設の状況等によって、災害の様相、程度が異なり、対処の方策も異なる。

また、これらによって発生する災害は、複合的にあるいは二次的に発生する場合もある。

この章では特別防災区域内において発生する災害の種類について記述することとし、災害想定については、「福岡県における石油コンビナート等の防災体制の整備に関する調査検討報告書」（平成8年3月）及び「福岡県石油コンビナート防災アセスメント報告書」（平成27年2月）によることとする。

災 害 の 種 類

1 陸上災害

- (1) 危険物の火災、爆発、流出等
- (2) 可燃性ガスの火災、爆発、漏洩等
- (3) 有害、有毒ガスの漏洩等
- (4) 毒劇物の漏洩、拡散等

2 海上災害

- (1) 陸上施設からの危険物の流出、火災
- (2) 岸壁係留中の船舶の火災、危険物の流出

3 災害要因

- (1) 台風による場合
亀裂、傾斜、倒壊、雨水溜り、基礎部の土砂流出、破損等
- (2) 地震による場合
亀裂、傾斜、変形、倒壊、破断、損壊等
- (3) 津波、高潮、風浪による場合
亀裂、傾斜、倒壊、冠水、流出、水没等
- (4) 火災による場合
輻射熱、引火等

(5) 爆発による場合

爆風、破片飛沫等

(6) 漏洩、流出による場合

火災、爆発、拡散、汚染等

第5章 防災に関する組織及び活動体制

防災関係各機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る各種災害の未然防止及び拡大防止に対処する体制を整備し、有事の際は相互一体となり被害を最小限度にとどめるとともに、特別防災区域周辺住民の安全を確保する防災体制の確立を期する。

第1節 福岡県石油コンビナート等防災本部

県内に所在する特別防災区域に係る防災に関し、防災関係機関及び特定事業者が一体となって、総合的かつ計画的に推進するため福岡県に防災本部を常設する。

防災本部の組織及び所掌事務は次に定めるところによる。

1 組 織

(1) 本 部 長 福岡県知事（本部長職務代理、福岡県副知事）

(2) 本 部 員

ア 特定地方行政機関の長又はその指名する職員

イ 陸上自衛隊の師団長又はその指名する部隊若しくは機関の長

ウ 県警察本部長

エ 知事の部内の職員（知事指定）

オ 特別防災区域が所在する市長

カ 特別防災区域が所在する市の消防長

キ 指定市の長（知事指定）

ク 指定市の消防長（知事指定）

ケ 特定事業者の代表者

コ 知事が必要と認めて任命する者

(3) 専 門 員

必要に応じて知事が任命する者

(4) 幹 事

本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する者

防災本部の本部員名簿、幹事名簿を資料12に示す。

2 所 掌 事 務

(1) 防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 防災に関する調査研究を推進すること。

(3) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

- (4) 災害が発生した場合において、福岡県、関係特定地方行政機関、関係市、指定公共機関等の公共機関、特定事業所、防災上重要な施設の管理者が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

3 設置場所

福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課

第2節 防災関係機関

防災関係機関の組織及び活動体制は、次のとおりである。

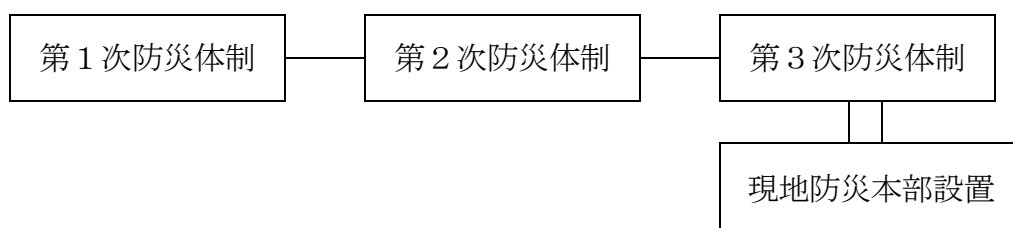
1 防災関係機関の組織

防災関係機関の組織を次表に示す。

2 防災関係各機関の活動体制

防災関係各機関は、所掌する防災業務について、その機能を十分発揮することができるよう、災害情報の収集、伝達組織及び防災活動組織の整備を図り、災害の規模、急迫度に応じた職員の動員、配備及び活動計画を、次の基準に準じて定めるものとする。

- (1) 北九州地区（小倉地区、戸畑地区、若松地区、八幡地区）、福岡地区の活動体制は以下のとおりとする。



○第1次防災体制

特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び所轄消防署又は海上保安部の防災力をもって防ぎよ鎮圧し得る程度の事故に対応するためにとる体制をいう。

○第2次防災体制

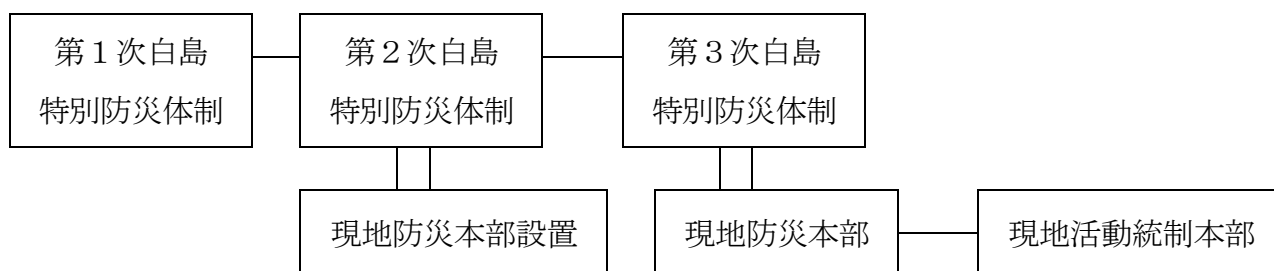
第1次防災体制に加えて、応援事業所の応援及び隣接消防署等の出動によらなければ、防ぎよ鎮圧が困難な場合にとる体制をいう。

○第3次防災体制

第2次防災体制によっても対応できない災害に対して、総合的な防災活動を行うため、現地防災本部を設置する場合の体制をいう。

(2) 白島地区

白島地区は、陸地に接していない孤島であることに鑑み、発災情報、活動状況及び災害の進展状況等が把握しにくい状況であることから、活動体制は白島特別防災体制として以下のとおりとする。



○第1次白島特別防災体制

(1)の第1次防災体制に加え、第1次防災体制の発令と同時に第2次防災体制準備の発令及びその体制の一部を出動させる体制をいう。

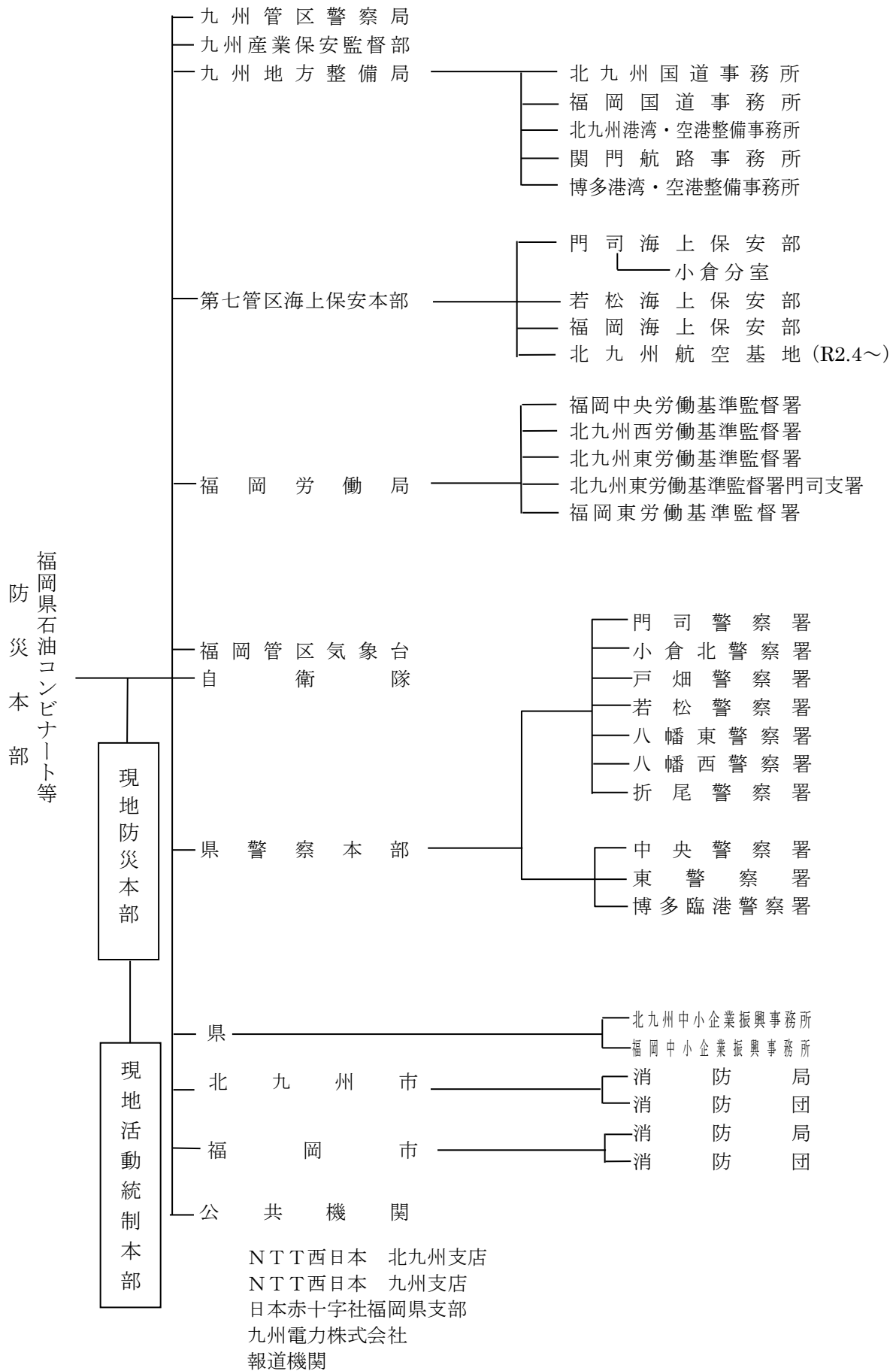
○第2次白島特別防災体制

第1次白島特別防災体制に加えて、事前に出動準備していた隣接消防署等の出動によらなければ防ぎよ鎮圧が困難な場合にとる体制であり、併せて総合的な防災活動を行うため、現地防災本部を市又は海上保安部の庁舎内等に設置する場合をいう。

○第3次白島特別防災体制

第2次白島特別防災体制によっても対応できない災害に対して、総合的な防災活動を行うために、現場近傍に現地活動統制本部を設置して災害状況の実態把握及び災害応急活動の調整等について統制を行う体制をいう。

防災関係機関の組織



第3節 特定事業所

1 自衛防災組織

特定事業者は、災害の防止について第一次的責務を有する。このため、法第16条の規定に基づき自衛防災組織を整備するとともに、防災管理者及び防災要員を置き、防災資機材等を充実して万全の自衛措置を講ずるものとする。

なお、組織の整備に当たっては事業所の実態に即して災害想定を行い、指揮命令系統及び任務、活動基準を明確にし、特に夜間、休日等の連絡、活動体制を確立する。

また、特定事業者は、法第18条の規定に基づく自衛防災組織が行うべき業務に関する防災規程を定めたとき、または変更したときは、市長に届け出るものとする。

2 共同防災組織

特定事業者は、その協議により共同防災組織を設置して防災対策を講ずることが有効かつ適切と認めるときは、区域の実情に応じた共同防災組織を設置し、常にその整備強化に努めるものとする。共同防災組織の設置状況は第1表のとおりである。

また、特定事業者は、法第19条の規定に基づく共同防災組織が行うべき業務に関する事項等について共同防災規程を定めたとき、または変更したときは、市長に届け出るものとする。

3 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置

特定事業者は、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練、その他防災対策を総合的に推進するため、法第22条の規定に基づき石油コンビナート等特別防災区域協議会を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業所との連携強化に寄与するため、協議会の適切な運営を図るものとする。

現在設置されている協議会は第2表のとおりである。

特定事業所共同防災組織設置状況

事項 地区名	共同防災 組織の名称	構 成 事 業 所	代 表 者	届出年月日
北 九 州	西港・末広 共同防災組織	東西オイルターミナル(株)北九州油槽所 ジャパンオイルネットワーク(株)小倉油槽所 兼松油槽(株)小倉油槽所 (株)ニヤクコーポレーション九州支店小倉事業所 松藤商事(株)北九州事業所 第一石鹼(株)九州工場 (特定事業所 3) (その他事業所 3)	東西オイルターミナル(株) 北九州油槽所長	昭和52. 7. 14
	日本製鉄戸畑 構内共同防災組織	日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑) 日鉄ケミカル&マテリアル(株)九州製造所 北九州エル・エヌ・ジー(株) (特定事業所 3)	日本製鉄(株) 九州製鉄所長	昭和54. 6. 1
	末広・西港海上 共同防災組織	兼松油槽(株)小倉油槽所 ジャパンオイルネットワーク(株)小倉油槽所 東西オイルターミナル(株)北九州油槽所 (特定事業所 3)	兼 松 油 槽 (株) 小倉油槽所長	昭和54. 7. 14
福 岡	荒津共同防災組織	荒津地区全事業所 (特定事業所 10) (その他事業所 16)	(株)新出光 福岡油槽所長 (荒津共同防災組織運営委員会委員長)	昭和52. 7. 14

特別防災区域協議会設置状況

事項 地区名	協議会の名称	構成事業所	代表者	設立年月日
北九州	北九州地区・ 白島地区特別防災 区域協議会	北九州地区全特定事業所 (第1種 8) (第2種 7) (その他事業所 4)	日本製鉄(株) 九州製鉄所 環境防災室主幹	昭51.10.18
福岡	福岡地区石油コン ビナート等特別防 災区域協議会	福岡地区全事業所 (第1種 5) (第2種 6) (その他事業所 16)	(株)新出光 福岡総合油槽所長 (荒津共同防災組織運営委員会委員長)	昭52. 7. 14

第4節 応援協力体制

1 特定事業所間の相互応援体制

特定事業者は、それぞれの地域の実態に応じ、特定事業所間及びその他の事業所、共同防災組織相互の連絡調整を図り、災害時における応援協定を締結し、応援協力体制を整えておくものとする。

(1) 連絡調整

災害時における相互応援を円滑に実施するため、援助可能な防災要員、防災資機材について相互の連絡調整を図る。

(2) 応援協定の内容

応援協定の内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 応援事項
- イ 応援資機材の確保
- ウ 緊急時における通報連絡事項
- エ 応援者の業務
- オ 応援防災資機材の搬送
- カ 現場到着時の報告
- キ 応援時の指揮命令系統
- ク その他必要な事項

2 関係市（消防組合）と事業所間の協力体制

市（消防組合も含む。以下本章、第7章において同じ。）及び特定事業所は、災害発生時における現場誘導等、事業所の消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ協議してその内容、方法等を具体的に定めておき、相互における協力体制の確立を図るものとする。

3 市（消防組合）間における相互応援体制

特別防災区域を管轄する関係市長（組合管理者）は、災害が拡大し消防隊又は防災資機材の応援を必要とするときは、消防相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体の長に対して応援を要請するものとする。

被 応 援 市	応 援 市 町 等
福 岡 市	北九州市 飯塚地区消防組合 久留米市
北 九 州 市	福岡市 下関市 京築広域市町村圏事務組合（豊前市）

4 海上保安部と市間における相互応援体制

海上保安部及び所在市は、海域における船舶等の火災について、相互に協力し円滑に消火活動を実施するため、必要に応じ、海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年 3月29日付）に基づき、それぞれの間で業務協定を締結するものとする。

5 県域を超えた相互応援体制

福岡県知事及び防災区域を管轄する関係市長は、災害が拡大し消防隊又は消防艇等の防災資機材を必要とするときは、県域を超えた他の地方公共団体の長に対して応援を要請するものとする。この場合において、関係市長は事前に協議して県域を超えた他の地方公共団体の消防相互応援協定の締結に努めるものとする。

6 要請手続

応援を要請する場合には、おおむね次の事項を明らかにして文書をもって要請し、協議を行うこととする。ただし、緊急時には、口頭又は電話等によって要請できるものとし、事後に文書により処理するものとする。

(1) 応援要請の内容

- ア 被害状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする防災資機材の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職種別人員
- エ 応援を必要とする期間
- オ 応援を必要とする場所（到着場所、連絡場所等）
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他応援に関する必要な事項

(2) 防災本部長への報告

応援を要請した市は、応援要請先及び要請の内容について速やかに防災本部長に報告するものとする。

7 応援部隊の受入時の確認事項

応援要請を行った部隊の受入れを行う場合は、次の事項について確認するものとする。

- (1) 部隊の責任者及び連絡責任者の氏名
- (2) 指揮系統及び連絡体制
- (3) 応援資機材の品名と数量及び供給に必要な措置
- (4) 活動に必要な物資等の供給方法
- (5) その他受入時に確認しておくべき事項

第 6 章 災害予防対策

第 1 節 特定事業者の予防対策

特別防災区域においては、危険物、高圧ガス、毒劇物等が多量に製造、貯蔵又は取扱われているこれらの区域は、福岡県の産業基盤の重要な拠点であるが、災害の発生は周辺住民の社会生活及び経済活動に大きな被害及び影響を与えることが予測されるため、事業者は、災害防止法、消防法、高圧ガス保安法、ガス事業法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、火薬類取締法等に定めるそれぞれの基準に適合するように設置、管理し、法令に定める定期点検、記録のほか、自主点検の実施、改修工事時等の保安管理の強化を図る等、自主保安体制の確立のため、次の事項について予防対策を講じるものとする。

- 1 安全及び防災設備の整備に関すること。
- 2 自衛防災組織等の整備強化に関すること。
- 3 運転管理等の運転マニュアルに関すること。
- 4 工事等における安全管理マニュアルに関すること。
- 5 設備管理等の点検マニュアルに関すること。
- 6 異常時の措置及び通報等の確立に関すること。
- 7 教育及び訓練マニュアルの整備及び実施に関すること。
- 8 職場環境等の整備に関すること。
- 9 その他必要な事項に関すること。

また、「福岡県石油コンビナート防災アセスメント報告書」（平成27年2月）を踏まえ、次の事項の予防対策を講じるよう努めるものとする。

- 1 施設の安全性強化に関すること。
- 2 定期的な点検等、浮き屋根の管理に関すること。
- 3 点検方法・点検頻度の見直しや設備の早期更新等、施設の老朽化への対策に関すること。
- 4 速やかに避難や屋内退避ができるような体制を整備する等、広報・避難体制の整備に関すること。
- 5 仕切堤の設置等、油やガスの流出の局所化に関すること。
- 6 事故事例や事故分析結果等の情報を活用・共有し、現状の体制について常に見直しを行う等、安全管理体制の充実に関すること。

第2節 行政機関の予防対策

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく監督権限を有する行政機関は、特定事業所に対する立入検査、保安検査等の実施、保安管理体制の整備指導等を通じて、特定事業所における関係法令の遵守及び防災体制の強化推進を図るとともに、必要に応じてこれらの検査結果等について相互に情報交換を行う等緊密な連携を保ちつつ、それぞれの法の主旨に沿って、次の事項を基本方針とした予防対策を積極的に推進するものとする。

- 1 関係法令の周知徹底及び遵守
- 2 立入検査等の実施
- 3 災害予防運動等の実施
- 4 安全意識の高揚、災害事例、教訓の紹介等の災害予防指導の実施
- 5 石油コンビナート等特別防災区域協議会等に対する指導及び助言

第3節 自然災害予防対策

大雨、暴風、地震、津波及び風浪等による災害を防止するため、施設、建物、道路、橋、堤防及びバース等の管理者は、必要な措置を講ずるものとする。

また、「福岡県石油コンビナート防災アセスメント報告書」（平成27年2月）によって、新たに評価項目の対象となった短周期地震動、長周期地震動及び津波の防災対策については、次の事項の予防対策を講じるよう努めるものとする。

1 短周期地震動の予防対策

短周期地震動による災害を防止するため、特定事業者は、次の事項について防災対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 施設の耐震性能の確認を行うとともに、既存設備等の施設の耐震性を強化する。
- (2) 液状化の可能性の確認を行うとともに、地盤改良等の液状化対策を実施する。
- (3) 地震時においても、その機能が失われることのないようにするため、防災設備の信頼性の向上を図る。
- (4) 情報の伝達や防災活動の実施等、地震発生時の対応を具体的に検討する。

2 長周期地震動の予防対策

長周期地震動による災害を防止するため、特定事業者は、次の事項について防災対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) スロッシング被害の防止のため、液面の低下措置をとる等、浮き屋根の損傷防災対策を実施する。
- (2) 内部浮き蓋の技術基準の適合促進を図る。

- (3) 消防機関相互・協同防災協議会間相互の応援体制の整備等、被害発生時の応急対策の充実を図る。

3 津波の予防対策

津波による災害を防止するため、特定事業者は、次に事項について防災対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 非常用電源設備等の重要な設備・機器の被害防止を図る。
- (2) 従業員の人命保護のため、津波災害時の避難を想定し、緊急停止や自衛防災組織等の活動の明確化等の対応方針を講じる。
- (3) 危険物タンクの浮き上がり・滑動の防止を図る。

第4節 低頻度大規模災害に関する予防対策

「福岡県石油コンビナート防災アセスメント報告書」（平成27年2月）によって、新たに評価項目の対象となった低頻度大規模災害がひとたび発生すれば、その影響は甚大となる。このため、特定事業者は、特定事業所において影響が及ぶと予測される範囲を確認し、消防機関と情報共有しておくよう努めるものとする。また、特に周辺住民等の避難が必要となるような場合には、特定事業者及び防災関係機関は、避難対象範囲、対象人数、避難方法、避難場所等を検討しておくよう努めるものとする。

なお、想定される災害は次の事項である。

- 1 危険物タンクの防油堤内全面火災、防油堤外流出火災
- 2 高圧ガスタンクのファイヤーボール
- 3 低温液化ガスタンクの大規模火災
- 4 副生ガスホルダーの爆発火災
- 5 毒性ガス拡散

第5節 航空機の災害予防

特別防災区域における航空機による災害予防のために、監督権限を有する関係機関は、航空会社等に対して、次の事項について指導強化するものとする。

- 1 特別防災区域内での離発着の禁止に関すること。
- 2 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の禁止に関すること。
- 3 航空法第81条ただし書の最低安全高度の許可の禁止に関すること。
- 4 その他必要と思われる事項に関すること。

第6節 防災施設、防災資機材の整備及び確保

1 特定事業所施設の設置状況

特別防災区域各地区の特定事業所の位置、施設及び周囲の概況は次図のとおりである。

各特定事業所内の施設の状況については、所轄消防署及び海上保安部において把握しておくものとし、特定事業者は、事業所内の主要な通路及び施設の概要図面を所轄消防署及び海上保安部（海上保安部には、海域に接する施設及び係留施設を有する事業所に限る。）に提出しておくものとする。

2 防災資機材の整備

（1）防災資機材の整備状況

防災関係機関及び特定事業所の防災資機材の整備状況は、資料9のとおりである。

（2）防災資機材の整備

消防機関は、国が定める消防力の基準による消防資機材のほか、管内特定事業所の業態及び規模並びに特別防災区域周辺の状況に応じ、必要な防災資機材を整備、備蓄するものとする。

特定事業者は、災害防止法に定める自衛防災組織及び共同防災組織の防災資機材を整備するほか、事業所の業態、規模及び事業所周围の状況に応じ、必要な防災資機材を整備、備蓄するものとする。

特定事業者が、災害防止法の規定により設置すべき防災資機材は、資料10のとおりである。

3 防災資機材の調達

災害応急対策に要する防災資機材が不足することが予測された場合、防災関係機関は、迅速に防災資機材の調達を行い、災害応急対策の万全を図るものとする。

（1）実施機関

災害時における防災資機材の調達は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

（2）調達手順

調達は、口頭又は電話等によって調達できるものとし、事後に文書により処理するものとする。また、次の事項を明らかにして調達するものとする。

ア 被害状況及び調達する理由

イ 必要とする防災資機材の種類及び数量

ウ 輸送方法及び輸送場所

エ その他必要な事項

4 防災資機材の輸送

(1) 防災資機材の輸送

災害時における防災資機材の輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

(2) 関係機関等の輸送応援

災害応急対策を実施する機関が輸送を実施できない場合は、防災関係機関の応援を求めて実施するものとする。

さらに、防災関係機関が搬送できないときは、次により関係機関に輸送を依頼するものとする。

また、輸送の迅速化を図るため、警察の緊急自動車による先導を必要に応じて行うものとする。

ア 輸送手段

① トラック等の車両による輸送

② 船艇による輸送

③ 航空機による輸送

イ 輸送手段の確保

① 車両の確保

(ア) 防災関係機関以外の公共的団体の車両の活用

(イ) 運送業等の車両の活用（陸運事務所に対する陸上輸送措置の斡旋又は調整の要請）

② 船艇の確保

(ア) 災害対策を実施する機関以外の公共的団体の所属船艇の活用

(イ) 海運業等の船艇の活用（九州運輸局に対する海上搬送措置の斡旋又は調整の要請）

ウ 自衛隊災害派遣による輸送機材の確保

自衛隊の災害派遣要請権者は、自衛隊の輸送機材により輸送を必要と認めるときは、自衛隊に対して次の措置を講ずるものとする。

① 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

② 自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

③ 自衛隊所有ヘリコプター等の航空機による輸送支援の要請

5 防災資機材の調達先及び調達数量

県内における防災資材取扱業者の資材保有状況は資料11のとおりである。

第7節 防災教育及び訓練

防災教育訓練は、一般的な災害に加え、特殊な災害に対処するための防災上の責務を認識させるとともに、知識及び技能を向上させ効率的に防災業務を遂行しうよう行うものであり、その内容は次のとおりである。

1 防災教育

(1) 特定事業者による防災教育

ア 従業員に対する防災教育

特定事業者は、従業員に対し、当該事業所に適応した防災教育を年1回以上実施するものとする。

イ 自衛防災組織の防災要員等に対する防災教育

特定事業者は、自衛防災組織の防災要員等に対し、特別防災区域を管轄する消防本部及び海上保安部の指導を受け、防災に関する講習を実施するものとする。

ウ 防災関係機関が実施する講習等の受講

特定事業者は、自衛防災組織の防災要員に、県（市）が消防学校において行う防災専科教育課程を受講させるものとする。

特定事業者は、その他の防災関係機関が実施する各種の講習についても、各防災関係機関に協力し、自衛防災組織の防災要員に受講させるよう努めるものとする。

(2) 防災関係機関による防災教育

ア 県（市）による防災教育

県（市）は、県（市）消防学校において、特定事業所の自衛防災組織の防災要員を対象とした防災専科教育課程を実施し、特別防災区域における防災について、防災要員が必要な専門的知識、技能等を修得できるように努めるものとする。

県（市）消防学校において実施する防災専科教育課程の教科内容、教育日数等については、県（市）消防学校長の定めるところによる。

イ 第七管区海上保安本部による防災教育

第七管区海上保安本部は、海上災害防止センターが実施する各種の教育訓練のうちコンビナートコース等の特別防災区域における海上防災に係る教育訓練を特定事業所の自衛防災組織の防災要員に受講させるよう特定事業者等に対し周知し、防災要員が必要な海上防災に関する専門的知識、技能等を修得できるように努めるものとする。

ウ その他の防災関係機関による教育

その他の防災関係機関においても、特定事業所の従業員、自衛防災組織の防災要員等に対し、必要に応じた各種の防災教育を積極的に実施し、災害予防のために必要な知識、

技能等の普及に努めるものとする。

2 防 災 訓 練

特定事業者及び防災関係機関は、防災活動技術・技能の向上及び関係機関相互の連絡協調体制の確立を図りもって迅速的確な災害応急対策活動の実施を担保するとともに、地域住民も含めた関係者の防災意識の高揚を図るため、石油コンビナート災害を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、対策の優先順位が高い災害を想定して防災訓練を実施し、事業所外又は特定防災区域外への影響が懸念される災害については、周囲の状況を把握し、事業所間や関係機関との情報伝達、周辺の住民への広報等、人的被害の低減を図ることを主眼におくものとする。

(1) 訓練の種類

ア 総合防災訓練

防災本部長は、防災関係機関及び特定事業所が一体となった総合防災訓練を地域の特性に応じて、多くの者を参加させ効果的な訓練を年1回以上実施するものとする。

特別防災区域を管轄する市長は、防災関係機関及び特定事業所とともに、地域の特殊性により訓練種目を選定して総合防災訓練を実施する。

イ 事業所内及び事業所相互間の防災訓練

特定事業者は、年2回以上、単独又は共同の防災訓練を実施するものとする。

(2) 訓練種目

ア 緊急通信、通報、伝達訓練

イ 指揮命令、非常招集訓練

ウ 避難、救助、救護、交通及び航行規制、警戒区域の設定、広報訓練

エ 防災資機材の調達及び搬送訓練

オ 防災資機材の操作訓練

カ 危険物等の火災、爆発、流出事故に対する防ぎょ訓練

キ 高圧ガス等の火災、爆発、漏洩事故に対する訓練

ク 毒物及び劇物の漏洩、拡散事故に対する訓練

ケ タンカー等の火災、海上流出油事故に対する防ぎょ及び回収訓練

コ 地震等の自然災害による応急対策訓練

サ 住民広報訓練

シ その他必要な訓練

(3) 実施方法

訓練にあたっては、あらかじめ作成した災害想定に基づき、実地訓練又は図上訓練等実

務に即した効果的な訓練を行うものとする。

第8節 防災に関する調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域内の防災対策上必要な施設の実態把握に努め、災害の発生及び拡大防止について次の調査研究を行い、防災対策上必要な事項について防災本部に報告するものとする。

防災本部は、防災対策上必要な専門的事項について、部会又は専門員により調査研究を行う。

- 1 石油及び高圧ガス等の製造、貯蔵及び取扱いに係る施設、設備の技術上の安全に関すること。
- 2 火災、爆発、有毒ガスの漏洩及び石油等の流出による災害の防止に関すること。
- 3 災害想定に関すること。
- 4 災害の原因に関すること。
- 5 石油等タンクの火災、爆発等特殊災害の防ぎょ技術に関すること。
- 6 防災対策の共同技術研究に関すること。
- 7 防災訓練結果等の分析に関すること。
- 8 防災に関する専門誌の分析に関すること。
- 9 他都市等との情報交換に関すること。
- 10 その他必要と認められる事項に関すること。

第 7 章 通報及び情報の伝達

特別防災区域に係る災害が発生し、又はそのおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関等が行う情報収集及び伝達について定めるものとする。

第 1 節 異常現象の通報

特定事業所の防災管理者等は、異常現象が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに関連事業所、共同防災組織及び応援要請事業所に連絡する。

(1) 異常現象の範囲

ア 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ 爆 発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの。

ウ 漏 洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

- ① 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。
- ② 発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

エ 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、

出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液化化等であつて、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

(2) 通報内容

通報の内容は、具体的かつ簡潔を旨とし、発災時の状況が不明のときは、知り得た情報を通報する。

ア 災害発生直後

- ① 発生の場所
- ② 災害の種類、程度
- ③ 人身災害の有無又は程度
- ④ 消防車の進入通用門名

イ 中間情報

- ① 災害規模及び被害状況並びに二次災害発生のおそれの有無
- ② 応急対策の実施状況
- ③ その他応急対策実施上必要な事項

ウ 応急対策完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

(3) 事故報告書の提出

ア 特定事業所の防災管理者は、当該特定事業所における事故について、様式1により災害事故報告を所轄消防本部（署）に提出する。

イ 各市消防長は、異常現象を覚知したときは、様式1により、可能な限り早く、分かる範囲で防災本部へその第一報を報告するものとし、以後、様式1に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

特に、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）（以下、「即報要領」という。）第2に定める即報基準に該当する火災・事故等を覚知した場合は、原則として覚知後30分以内に第一報を報告するものとする。

また、即報要領第3に定める直接即報基準に該当する場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、消防庁に対しても報告する。

ウ 各市消防長は、災害応急対策完了後、災害の状況及び実施した措置の概要について、様式2により事故報告を防災本部（県）に提出する。

(4) 情報伝達系統

災害発生時の情報伝達系統は次図のとおりである。

第2節 情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業所は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員を動員するとともに相互に協力し、災害応急対策を実施するのに必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

1 消防機関

- ア 特定事業所から受けた情報を的確に判断し、県警察本部、海上保安本部及び防災本部に連絡する。
- イ 当該市の防災主管課、その他防災関係機関との相互連絡を図る。
- ウ 警戒出動等による情報収集活動を行う。

2 防災本部

- ア 消防機関等からの災害の発生、その他関係情報の連絡を受けた場合は、必要に応じ防災関係機関等に連絡するとともに国（消防庁）へ報告する（情報の内容により応援要請が必要となる場合を考慮して、自衛隊、その他防災関係機関等に対し、第1次～第3次防災体制又は第1次～第3次白島特別防災体制のうち、どの体制にあるか、またその状況を連絡するものとする。）。
- イ 必要に応じて現地に職員を派遣し、情報の収集連絡を行う。

3 その他の防災関係機関

各々の組織を通じて所掌の情報収集に努め部内関係部署に伝達をするとともに必要に応じ防災本部（現地防災本部又は現地活動統制本部）に報告する。

4 情報連絡窓口

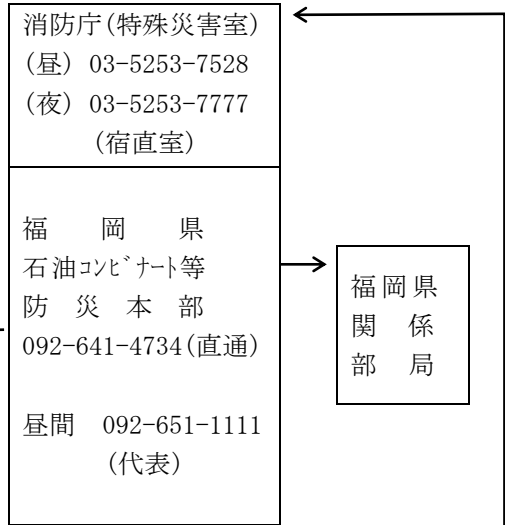
情報の収集、伝達の迅速性、的確性を期するため、防災関係機関及び特定事業所は、窓口となる担当課を定めておくとともに、それぞれの組織内における連絡系統を定めておくものとする。

防災関係機関及び特定事業所の連絡窓口は、次表のとおりである。

情報伝達系統図（第7章第1節－（4）関係）

関係機関（本部員）

九州管区警察局	092-622-5000
九州産業保安監督部	092-482-5469
第七管区海上保安本部	093-321-2931
福岡労働局	092-411-4865
九州地方整備局	092-476-3554(防災室直通) 092-471-6331(夜間:防災室)
福岡管区気象台	
(気象)	092-725-3600
(地震)平日	092-725-3616
夜間・休日	092-725-3606
陸上自衛隊第四師団司令部	092-591-1020
※夜間当直(5258)	(内5431)
福岡県警察本部	092-641-4141
北九州市	093-582-2110
福岡市	092-711-4056
日本製鉄(株)九州製鉄所	093-872-6613
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構白島国家石油備蓄基地事務所	昼093-761-1411 夜090-2741-9147
ENEOS熊本第1・第2油槽所(福岡地区石油コンビナート等特別防災区域協議会)	092-761-5061
西日本電信電話(株)九州支店	092-476-6122
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171
九州電力(株)火力発電本部火力総括グループ	092-726-1731
九州電力送配電(株)	092-981-9024
日本放送協会福岡放送局	092-741-7557
株式会社西日本新聞社	092-711-5170
福岡県消防協会	092-271-1275



福岡県
関係
部
局

現地防災本部

現地活動統制本部

消防本部
119

県警本部通信指令課
110

七管本部運用司令センター
118

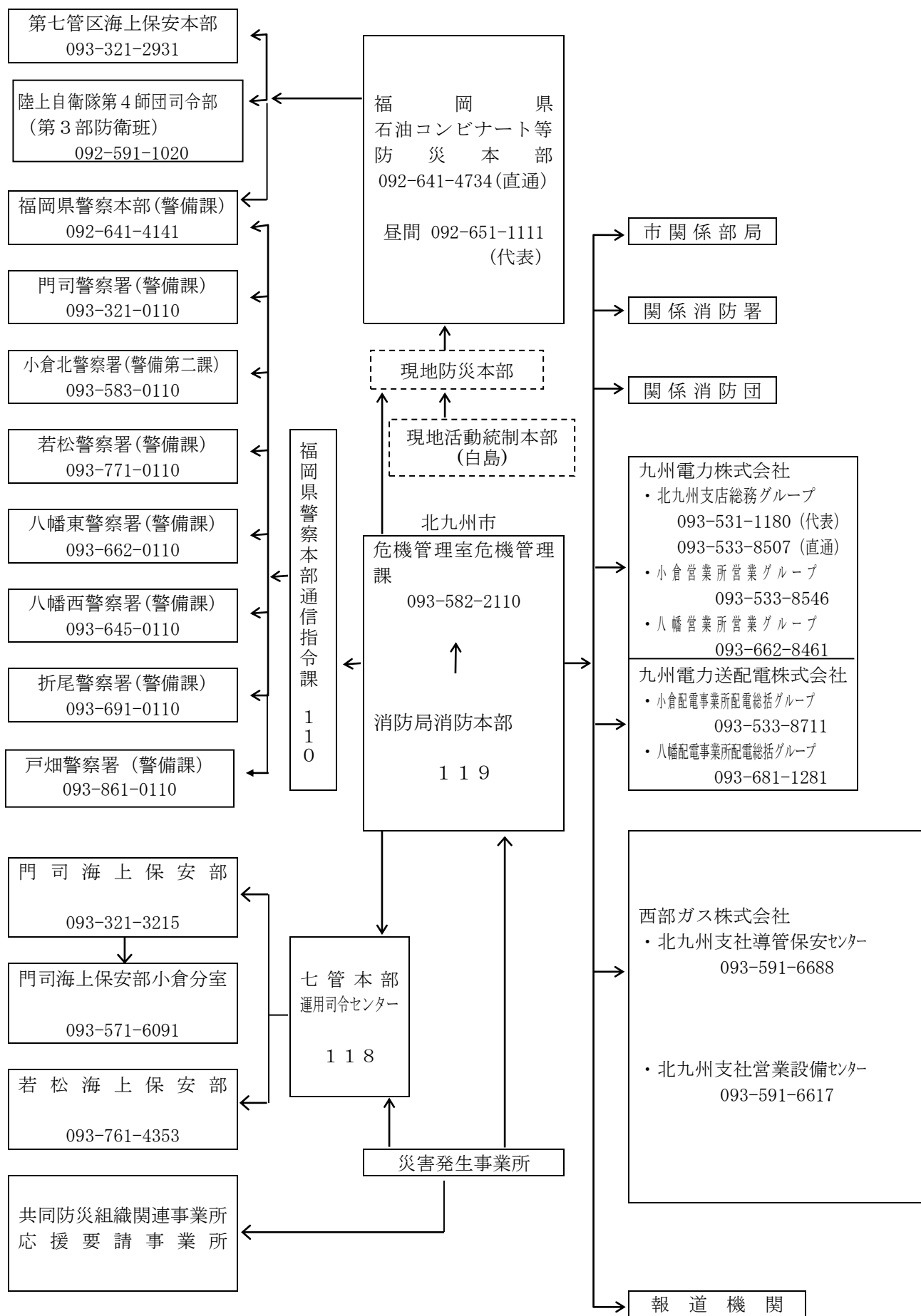
所轄警察署

関係海上保安部署

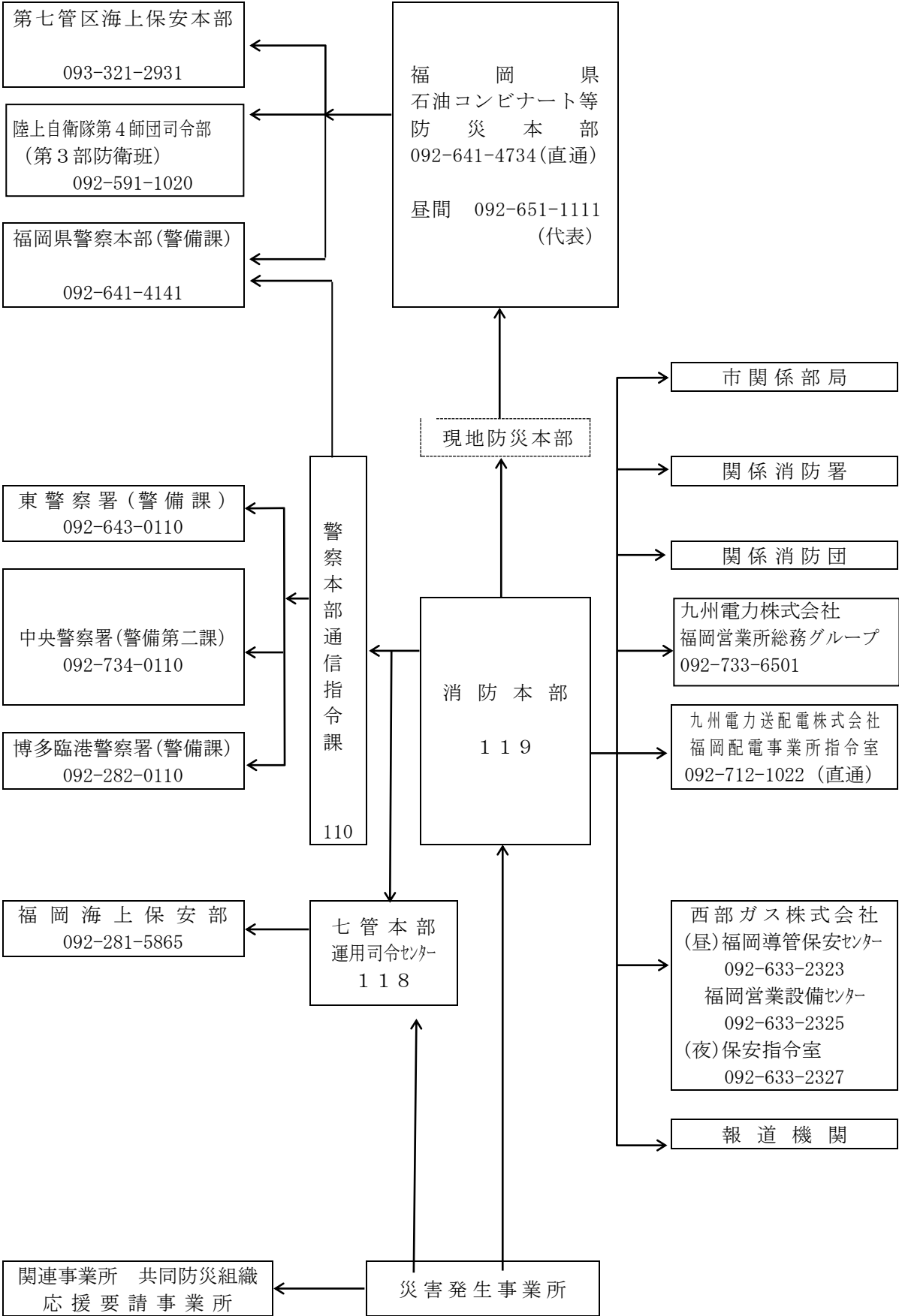
関連事業所 共同防災組織
応援要請事業所

災害発生事業所

市関係部局
関係消防署
関係消防団
九州電力(株)
西部ガス(株)
報道機関



福岡地区情報伝達系統図



防 災 関 係 機 関 連 絡 窓 口 （本部員等）

機 関 名	連 絡 担 当 部 課 名	電 話 番 号	備 考
福 岡 県	総 務 部 消防防災指導課	092-641-4734	
〃	保健医療介護部 薬 務 課	092-643-3286	
〃	福祉労働部 福祉総務課	092-643-3243	
〃	福祉労働部 労働政策課	092-643-3583	
〃	環 境 部 環境保全課	092-643-3359	
〃	商 工 部 工業保安課	092-643-3439	
〃	農 林 水 産 部 漁 業 管 理 課	092-643-3555	
〃	県 土 整 備 部 港 湾 課	092-643-3674	
〃	建 築 都 市 部 公 園 街 路 課	092-643-3724	
九 州 管 区 警 察 局	広 域 調 整 部 広域調整第2課	092-622-5000(代)	
九 州 産 業 保 安 監 督 部	保 安 課	092-482-5469	
第七管区海上保安本部	警 備 救 難 部 環 境 防 災 課	093-321-2931(代)	
福 岡 労 働 局	労 働 基 準 部 安 全 課	092-411-4865	
九 州 地 方 整 備 局	防 災 室	092-476-3544 (直) 092-471-6331 (代)	
陸上自衛隊第4師団司令部	第 3 部 防 衛 班	092-591-1020(代)	
福 岡 県 警 察 本 部	警 備 部 警 備 課	092-641-4141	
〃	生 活 安 全 部 生 活 保 安 課	〃	
〃	生 活 安 全 部 生 活 経 済 課	〃	
〃	交 通 部 交 通 指 導 課	〃	

防 災 関 係 機 関 連 絡 窓 口 （本部員等）

機 関 名	連 絡 担 当 部 課 名	電 話 番 号	備 考
北 九 州 市	危機管理室危機管理課	093-582-2110	
北 九 州 市 消 防 局	警 防 部 警 防 課	093-582-3817	
福 岡 市	市 防 災 民 企 画 局 課	092-711-4056	
福 岡 市 消 防 局	警 防 部 警 防 課	092-725-6551	
日 本 製 鉄 株 式 会 社 九 州 製 鉄 所	環 境 防 災 室	093-872-6613	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 白島国家石油備蓄基地事務所	工 務 安 全 課	(昼)093-761-1411 (夜)090-2741-9147	
ENEOS㈱ 福岡第1・第2油槽所 (荒津共同防災組織運営委員会の構成事業所で輪番制)		092-761-5061	
福 岡 管 区 気 象 台	総 務 部 業 務 課	092-725-3603	
西日本電信電話株式会社 九 州 支 店	設 災 害 備 対 策 部 室	092-476-6122	
日本赤十字社福岡県支部	事 業 課	092-523-1171	
九 州 電 力 株 式 会 社	火力発電本部火力総括グループ	092-726-1731	
〃	福 岡 営 業 所 総 務 グ ル ー プ	092-733-6501	
九州電力送配電株式会社	福 岡 配 電 事 業 所 指 令 室	092-712-1022	
日本放送協会福岡放送局	放 送 部 ニ ュ ー ス	092-741-7557	
株式会社西日本新聞社	総 務 部	092-711-5170	
福 岡 県 消 防 協 会	総 務 課	092-271-1275	
西 部 ガ ス 株 式 会 社	福岡導管保安センター	092-633-2323	

特 定 事 業 所 連 絡 窓 口

地 区 名	特 定 事 業 所 名	連 絡 担 当 課 名	電 話 番 号
北 九 州	兼 松 油 槽 (株) 小 倉 油 槽 所		093-521-4234
	東西オイルターミナル株式会社 北 九 州 油 槽 所		093-581-0281
	ジャパンオイルネットワーク(株) 小 倉 油 槽 所		093-581-1408
	西港・末広共同防災組織	東西オイルターミナル株式会社 北 九 州 油 槽 所 内	093-581-0281
	末広・西港海上共同防災組織	兼 松 油 槽 株 式 会 社 小 倉 油 槽 所 内	093-321-7431
	日 本 製 鉄 (株) 九州製鉄所八幡地区(小倉)		(昼)093-872-6613 (夜)093-592-0805
	九 州 電 力 (株) 新 小 倉 発 電 所	オペレーショングループ(日勤)	(昼)オペレーショングループ(日勤) 093-591-4060 (夜)オペレーショングループ(当直) 093-591-4067
	日 本 製 鉄 (株) 九州製鉄所八幡地区(戸畑)		(昼)093-872-6613 (夜)093-881-5356
	日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九 州 製 造 所	環 境 安 全 室	093-884-1767
	日 塗 化 学 株 式 会 社		093-884-1746
	日 本 製 鉄 戸 畑 構 内 共 同 防 災 組 織	戸 畑 飛 幡 門 共 同 防 災 セ ン タ ー	093-881-5356
	光 和 精 鉱 株 式 会 社		093-872-5157
	北九州エル・エヌ・ジー(株)		093-882-8900
	九 州 冷 熱 (株)		093-871-6441
	三 菱 ケ ミ カ ル (株) 九 州 事 業 所		093-643-2613
	日本コークス工業(株) 北 九 州 事 業 所		093-751-9260
	北九州データセンター		093-663-6780

特 定 事 業 所 連 絡 窓 口

地 区 名	特 定 事 業 所 名	連 絡 担 当 課 名	電 話 番 号
白 島	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 白島国家石油備蓄基地事務所		(昼)093-761-1411 (夜)090-2741-9147
福 岡	出 光 興 産 (株) 福 岡 油 槽 所		092-713-5431
	(株)新 出 光 福 岡 総 合 油 槽 所		092-751-6475
	E N E O S (株) 福 岡 第 2 油 槽 所		092-781-2531
	ハ タ エ 石 油 (株) 福 岡 油 槽 所		092-401-5080
	相 光 石 油 (株) 福 岡 第 1 油 槽 所		092-781-4077
	林 兼 エ ス ト (株) 福 岡 油 槽 所		092-713-7711
	E N E O S (株) 福 岡 第 1 油 槽 所		092-761-5061
	シンコーケミカル・ターミナル(株) 博 多 事 業 所		092-721-5611
	(株)ツバメガスフロンティア 福 岡 第 1 工 場		092-738-2821
	(株)ツバメガスフロンティア 福 岡 第 2 工 場		092-761-8211
	荒 津 共 同 防 災 組 織	陸上防災センター 海上防災センター	092-711-0757 092-712-2229
	ジャパンオイルネットワーク(株) 福 岡 油 槽 所		092-603-0315

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力災害
 - 4 その他の特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()		物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人)		
		中等症 人(人)			
		軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人数	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報 告 書 の 記 入 要 領

第 2 号様式（特定の事故） (1) 事故名（表頭）及び事故種別 特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。 (2) 事業所名 「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称を全て記入すること。 (3) 特別防災区域 発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に在する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。 (4) 覚知日時及び発見日時 「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。 (5) 物質の区分及び物質名 事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。 (6) 施設の区分 欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。 (7) 施設の概要 「○○と××を原料とし、触媒を用いて・・製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物質施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。	(8) 事故の概要 事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。 (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況 消防本部、消防機関及び、自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。 また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。 (10) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、市が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散の日時について記入すること。 (11) その他参考事項 以上のほか、記入すべき事項があれば、記入すること。 (例) ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 (12) 原子力災害の場合 ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。 イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆者」、「汚染者」に区分して記入すること。 ウ その他参考事項として、付近住民の避難状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。
--	--

様式 2		事 故 報 告		平成	年	都道府県名 ()	
1	事 故 名						
2	事 故 種 別	1.爆 発 2.火 災 3.漏えい 4.破 損 5.その他 ()					
3	発 生	月 日 時 分 推定・確定			4	発 見	月 日 時 分
5	覚 知	月 日 時 分			6	鎮圧・ 応急措置完了	月 日 時 分
7	鎮火・処理完了	月 日 時 分					
8	覚 知 別	1.119 2.無線 3.ホットライン 4.警察電話 5.駆付 6.事後聞知 7.一般加入 8.その他()					
9	気 象 状 況	天気: 風向: 風速: m/s 気温: ℃ 相対湿度: %					
10	発 生 事 業 所	名称等: 全従業員数 () 従業員数: うち正社員の割合 () 種 別: 1.特別防災区域内 (レイト、第1種、第2種、その他) 2.特別防災区域外 業 態: 番 号 () 事業の概要:			11	発 生 場 所	
所在地: 区 分: 1.事業所内 (製、貯、荷、用、事、他) 2.事業所外 (陸上、海上、その他) 特別防災区域名:							
12	施 設 装 置				16	発 生 施 設 規 制 区 分	
名 称: 番 号 () 能 力:			施設区分: 1.危険物 2.高圧ガス 3.高圧混在 4.その他 製造・貯蔵・取扱・運搬の別 : 危険物施設別: 類・品名・名称・数量・倍数 :				
13	機 器 等	名 称: 規 模: 温度・圧力: 番 号 ()			設 置 の 完 成 : 平成 年 月 日 直 近 の 完 成 : 平成 年 月 日		
14	発 生 箇 所	名 称: 番 号 () 材 質: 設置位置: 屋内／屋外／埋設			17 物質の区分等 1.危険物 2.高圧ガス 3.指定可燃物 4.可燃性ガス 5.毒 物 6.劇 物 7.その他 (固相, 液相, 気相) (常圧, 加圧) 温 度(低温, 常温 [0-40℃], 高温)		
15	発 生 時	運転状況: 番 号 () 作業状況: 番 号 ()			分 類: 第 類 名称: 流出量: CAS No :		
19	危 険 物 保安監督者	1.選任有 2.選任無 3.不要	20	危 険 物 取扱者 の取扱・立会い	1.有 2.無	取扱者、立会者の概要 取扱者、立会者の別: 従業員別: 年齢: 経験年月数: 免状: (適・不適)	
21 設備・機器等の概要 :							
22 事故の概要 :							
23 緊急措置の状況: 有 番号 () 無							

消 防 本 部 名 ()

24 原 因	主原因及び関連原因		主原因及び関連原因の詳細					
			第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層	第Ⅳ層		
	主原因							
	関連原因							
	関連原因							
	着火原因 番号 ()							
	発生原因の状況 :							
25 被害の状況		1.設備機器内 2.施設装置内 3.隣接施設へ拡大 4.事業所外へ 5.他の施設から 6.流出に起因し施設外から						
26 人 的 被 害						27 物 的 被 害		
被害内容等 区 分	死亡 者数	重症 者数	中等 者数	軽症 者数	死 傷 原 因	職 業 又 は 職 名	被災影響範囲及び拡大状況 :	
	当 事 者 (正社員/非正社員/その他)							
防災活動従事者								施設等の被害状況 :
第 三 者								
28 関係機関 自衛防災・消防組織等の出動状況								
消 防 機 関	台 隻 機 人		自 衛	台 隻 機 人		物質の被害状況 :		
消 防 団	台 隻 機 人		共 同	台 隻 機 人				
海上保安部	台 隻 機 人		応 援	台 隻 機 人				
その他の機関	台 隻 機 人		そ の 他	台 隻 機 人				
29 実施した防災活動の状況								
公設消防機関 番 号 ()				自衛防災・消防組織等 番 号 ()				
30 防災活動上の問題点								
①消防機関への通報 : ②関係機関への情報提供 : ③式本部等の設置運営 : ④消火等の活動 : ⑤二次災害に対する処置 : ⑥教育・訓練 : ⑦消火設備の作動状況 : ⑧その他 :								
31 行 政 措 置	施 設 名			32 定期点検等		消 防 法	そ の 他	
	使用停止等	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定期・自主点検 漏れ試験等 一 体 点 検	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	改善命令等	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	停止解除	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	関係条項			保 安 検 査	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	そ の 他 ()	平成 年 月 日 1.文書 2.口頭	平成 年 月 日 1.文書 2.口頭	33 当該施設に係 る法令違反の有無	有 , 無 内 容 :			
34 今後の対策								
35 所 見								

報 告 書 の 記 入 要 領

項 目 欄	記 入 要 領
1 事故名	火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて 50 文字程度で記入すること。また、できる限り以下の並びとすること。 （「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに「発生箇所・原因」）＋（危険物名）＋（火災または流出） 〔例〕 ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入配管をピグでクリーニング中、工事中の火気によりピグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのフロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注油されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	該当種別の番号を◎で囲むこと。事故種別は次のとおり。 1 爆発：化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的変化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 漏えい：危険物の漏えい（漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等）をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分並びに石災法に定める特定防災施設等における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記 1～4 に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 事故種別の 2 以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を◎で、引き続き発生した形態を○で囲むこと。それ以外の場合は該当番号のみを◎で囲むこと。 〔例〕 ・爆発後に延焼した場合：1 を◎で囲み、2 を○で囲む。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合：2 を◎で囲む。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合：3 を◎で囲む。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合：4 を◎で囲む。
3 発 生	事故が発生した日時を記入し、推定、確定、不明の別を○で囲むこと。 なお、時刻については 24 時間表示にすること（以下同じ。）。
4 発 見	事故を発見した日時とすること。
5 覚 知	消防機関が事故を覚知した日時とすること。
6 鎮圧・応急措置完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した時刻とすること。 (1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。 (2) その他の事故：応急措置が完了した。
7 鎮火・処理完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。 (1) 火災：再燃のおそれがなくなった。 (2) その他の事故：処理が完了した。

8 覚知別		消防機関が事故を覚知した方法の該当する番号を○で囲むこと。 なお、「その他」の場合は（ ）内にその内容を記入すること。
9 気象状況		天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。 天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明 風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南安静、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明 風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。
10 発生事業所	(1) 名称等 「〇〇(株)〇〇工場」のように事業所名称の全てを記入すること。 なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査記入要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。 [例] □□(株)□□工場 123456 また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(昭和52年7月22日付けの消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号)第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで記入すること。 [例] △(株)△△工場 (□□(株)□□工場 123456) (2) 種 別 発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目番号を○で囲み、さらに当該区域内である場合は（ ）内の該当項目を○で囲むこと。 なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を記入すること。 ①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所 ②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。） ③第2種：石災法第2条第5号の規定する事業所 ④その他：①～③以外の事業所 (3) 業 態 火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして記入し、（ ）内に細分類コードを記入すること。 (4) 事業の概要 事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に記入するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に記入すること。 [例] ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造 ・油圧鑄造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造 (5) 従業員数 事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む）の数を選択すること。 従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、この中には施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。 1：10人以下 2：11人～20人 3：21人～30人 4：31人～40人 5：41人～50人 6：51人～100人 7：101人～300人 8：301人以上 うち正社員の割合 事業所に所属する従業員のうち、正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。 1：30%以下 2：30%超 40%以下 3：40%超 50%以下 4：50%超 60%以下 5：60%超 70%以下 6：70%超 80%以下 7：80%超 90%以下 8：90%超	

11 発生場所	(1) 所在地 (2) 区 分 (3) 特別防災区域名	事故発生した場所の地番まで記入すること。 事故の発生場所が事業所の内部又は外部であるかについて該当番号を○で囲むこと。 「1.事業所内」の（ ）内は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって、当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区の項目を○で囲むこと。略号は以下のとおり。 製：製造施設地区 貯：貯蔵施設地区 荷：入荷施設地区 用：用役施設地区 事：事務管理施設地区 他：その他施設地区 「2.事業所外」の場合、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を○で囲むこと。 10「発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を記入すること。
12 施設装置	(1) 名 称 (2) 能 力	別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を記入すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、記入を要求しない。 装置等の処理能力（kl/日、t/時）、消費量（l/時）、容量（l）等を記入すること。 〔例〕 常圧蒸留装置 15,000kl/日 ・ボイラー施設 350t/時
13 機器等	(1) 名 称 (2) 規 模 (3) 温度・圧力	事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により記入すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。 容量、寸法、能力等を記入すること。 〔例〕 ・直径○○mm、高さ○○mm、容量○○l 発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力とすること。ただし、常温、常圧の場合は、「常温」「常圧」と記入すること。
14 発生箇所	(1) 名 称 (2) 材 質 (3)設置位置	別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により記入すること。 〔例〕 油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と記入 発生箇所部位部品主たる材質を次表に基づき記入すること。 ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム、紙、その他（ ） なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号番号を記入することでもよい。 〔例〕 ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力 10K SCPH2 発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。 ※ピット内、カルパート内「屋内」とする。
15 発生時		事故が発生したときの施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により記入すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合にのみ記入すること。 この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。

16 発生施設 規制区分等	(1) 施設区分	該当する項目番号を○で囲むこと。なお、各項目は以下のとおりである。 「1.危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2.高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3.高圧混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4 その他」																	
	(2) 製造・貯蔵・取扱・運搬の別	① 製造所又は貯蔵所若しくは取扱所の区分を記入すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の各項目の中から該当する項目を選択すること。 <table border="1" data-bbox="619 459 1406 1261"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>特 例 基 準 又 は 設 置 形 式 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内接地、特定、特定の高層式、指定過酸化物、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定や寝付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止</td> </tr> <tr> <td>移動タンク取扱所</td> <td>積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>航空機、船舶、鉄道または軌道、天然ガス等、自家用、メタノール、セルフ、屋内、屋外</td> </tr> <tr> <td>販売取扱所</td> <td>一種、二種</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>特定、非特定</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置</td> </tr> </tbody> </table> 〔例〕 ・地下タンク貯蔵所「鋼製タンク」「タンク室」 ・給油取扱所「屋外」「自家用」 〔事故のあった施設のとりえ方の例〕 ・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損 ・・・移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注油中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出 ・・・給油取扱所の事故 ・移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出 ・・・移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故。地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故 ・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出 ・・・屋外タンク貯蔵所の事故 ・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注油中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出 ・・・移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売 ・・・給油取扱所の事故 ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出 ・・・漏油部分を含む施設側の事故	区 分	特 例 基 準 又 は 設 置 形 式 等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内接地、特定、特定の高層式、指定過酸化物、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定や寝付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他	地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止	移動タンク取扱所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車	給油取扱所	航空機、船舶、鉄道または軌道、天然ガス等、自家用、メタノール、セルフ、屋内、屋外	販売取扱所	一種、二種	移送取扱所	特定、非特定	一般取扱所
区 分	特 例 基 準 又 は 設 置 形 式 等																		
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内接地、特定、特定の高層式、指定過酸化物、その他																		
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定や寝付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他																		
地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止																		
移動タンク取扱所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車																		
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道または軌道、天然ガス等、自家用、メタノール、セルフ、屋内、屋外																		
販売取扱所	一種、二種																		
移送取扱所	特定、非特定																		
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置																		

	(3) 類・品名・ 名称・数量・ 倍数 (4) 設置の完成 及び直近の 完成	② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。 ③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。 当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を記入すること。品名の略名は、原則使用しない。 〔例〕給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合。 <table><tr><td>第4類</td><td>第1石油類（非水溶性）</td><td>ガソリン</td><td>10000</td><td>1</td><td>50倍</td></tr><tr><td>〃</td><td>第2石油類（〃）</td><td>灯油</td><td>10000</td><td>1</td><td>10倍</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃（〃）</td><td>軽油</td><td>10000</td><td>1</td><td>10倍</td></tr><tr><td>〃</td><td>第3石油類（〃）</td><td>廃油</td><td>10000</td><td>1</td><td>5倍</td></tr></table> 計 75倍 ① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日。 ② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日。 ③ 運搬又は無許可施設：記入の必要はない。	第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000	1	50倍	〃	第2石油類（〃）	灯油	10000	1	10倍	〃	〃（〃）	軽油	10000	1	10倍	〃	第3石油類（〃）	廃油	10000	1	5倍
第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000	1	50倍																					
〃	第2石油類（〃）	灯油	10000	1	10倍																					
〃	〃（〃）	軽油	10000	1	10倍																					
〃	第3石油類（〃）	廃油	10000	1	5倍																					
17 物質の区分等	(1)物質・状態・ 圧力・温度 (2)分類・名称・ CAS No. (3)流出量	(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分の番号を○で囲うこと。 物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他 また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を○で囲むこと。 状態：固相、液層、気相 圧力：常圧、加圧 温度：低温、常温（0－40℃）、高温 物資の名称（商品名を除く。）を記入すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を記入すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。 〔例〕 <table><tr><td>・第1類</td><td>塩素酸塩類（第1種酸化性固体）</td><td>名称：塩素酸ナトリウム</td></tr><tr><td>・第4類</td><td>第1石油類（非水溶性液体）</td><td>名称：ガソリン</td></tr><tr><td>・第 類</td><td></td><td>名称：水素</td></tr></table> (2) 物質名のCAS No.（Chemical Abstracts Service Registry Numbers の略で、アメリカの CAS Chemistry System に登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。	・第1類	塩素酸塩類（第1種酸化性固体）	名称：塩素酸ナトリウム	・第4類	第1石油類（非水溶性液体）	名称：ガソリン	・第 類		名称：水素															
・第1類	塩素酸塩類（第1種酸化性固体）	名称：塩素酸ナトリウム																								
・第4類	第1石油類（非水溶性液体）	名称：ガソリン																								
・第 類		名称：水素																								
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者 20 危険物取扱者の取扱・立会い		該当する項目番号を○で囲むこと。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は記入の必要はない。 危険物保安統括管理者：選任有、選任無、不要 危険物保安監督者：選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無																								
21 設備・機器等の概要		工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等についてはブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。なお、欄内に収まらない場合は別添えとすること。																								

22 事後の概要	事故の全体の状況が把握できるように、 (1) 正常な状態から異常現象又は発災に至る経過（作業内容、気象状況等） (2) 発生前、発生時の運転及び作業等の状況 (3) 事故の模様、被災状況 (4) その際取った緊急措置 (5) 事故に先立ち機能すべき安全装置等（安全弁、緊急遮断弁、警報装置、返油管、耐震安全装置）の状況 (6) 消防機関の覚知の経緯（付近住民、河川管理者等） (7) 死傷者が発生した状況 などについて簡記すること。なお、行為者等の個人名は記入しないこと。																																			
23 緊急措置の状況	発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを○で囲むこと。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い記入すること。複数ある場合には、主要な3種類まで記入すること。 その他と記入した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、その旨を付記すること。 緊 急 措 置 コ ー ド 表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 790 1198 880" rowspan="2">緊 急 措 置 の 内 容</th><th colspan="2" data-bbox="1198 790 1369 835">コード番号</th></tr> <tr> <th data-bbox="1198 835 1254 880"></th><th data-bbox="1254 835 1369 880">効果有</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 880 1198 947">装置の緊急停止 （原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等）</td><td data-bbox="1198 880 1254 947">1</td><td data-bbox="1254 880 1369 947"></td></tr> <tr> <td data-bbox="587 947 1198 981">周辺火気の消火</td><td data-bbox="1198 947 1254 981">2</td><td data-bbox="1254 947 1369 981"></td></tr> <tr> <td data-bbox="587 981 1198 1014">第1種消火設備</td><td data-bbox="1198 981 1254 1014">3</td><td data-bbox="1254 981 1369 1014" style="text-align: center;">□</td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1014 1198 1048">第2種消火設備</td><td data-bbox="1198 1014 1254 1048">4</td><td data-bbox="1254 1014 1369 1048" style="text-align: center;">□</td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1048 1198 1081">第3種消火設備</td><td data-bbox="1198 1048 1254 1081">5</td><td data-bbox="1254 1048 1369 1081" style="text-align: center;">□</td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1081 1198 1115">第4種消火設備</td><td data-bbox="1198 1081 1254 1115">6</td><td data-bbox="1254 1081 1369 1115" style="text-align: center;">□</td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1115 1198 1149">第5種消火設備</td><td data-bbox="1198 1115 1254 1149">7</td><td data-bbox="1254 1115 1369 1149" style="text-align: center;">□</td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1149 1198 1182">防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等</td><td data-bbox="1198 1149 1254 1182">8</td><td data-bbox="1254 1149 1369 1182"></td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1182 1198 1216">緊急排出、緊急移送</td><td data-bbox="1198 1182 1254 1216">9</td><td data-bbox="1254 1182 1369 1216"></td></tr> <tr> <td data-bbox="587 1216 1198 1238">その他</td><td data-bbox="1198 1216 1254 1238">10</td><td data-bbox="1254 1216 1369 1238"></td></tr> </tbody> </table> 〔例〕 （コード番号） 1 緊急遮断装置の作動 （コード番号） 2 ストープ等の消火 （コード番号） 7 小型消火器による消化	緊 急 措 置 の 内 容	コード番号			効果有	装置の緊急停止 （原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等）	1		周辺火気の消火	2		第1種消火設備	3	□	第2種消火設備	4	□	第3種消火設備	5	□	第4種消火設備	6	□	第5種消火設備	7	□	防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8		緊急排出、緊急移送	9		その他	10	
緊 急 措 置 の 内 容	コード番号																																			
		効果有																																		
装置の緊急停止 （原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等）	1																																			
周辺火気の消火	2																																			
第1種消火設備	3	□																																		
第2種消火設備	4	□																																		
第3種消火設備	5	□																																		
第4種消火設備	6	□																																		
第5種消火設備	7	□																																		
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8																																			
緊急排出、緊急移送	9																																			
その他	10																																			
24 原 因	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> (1) 主原因 (2) 関連原因 </td><td style="width: 80%;"> 主原因は、事故発生の直接的な原因をいい、下記の「主原因及び関連原因の区分表」に従い記入すること。 関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。 【 主 原 因 の 区 分 表 】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1574 655 1630">事 故</th><th data-bbox="655 1574 1417 1630">主原因及び関連原因の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1630 655 1742" style="text-align: center;">爆 発 ・ 火 災</td><td data-bbox="655 1630 1417 1742">維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1742 655 1854" style="text-align: center;">漏 え い</td><td data-bbox="655 1742 1417 1854">管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中</td></tr> </tbody> </table> （注1）維持管理不十分とは、当該施設において本来なされなければならない保全が不十分であったものをいう。 〔例〕 熱交換機用制御板の電気配線に油が入り込み配線スパークし、制御板に着火延焼 </td></tr> </table>	(1) 主原因 (2) 関連原因	主原因は、事故発生の直接的な原因をいい、下記の「主原因及び関連原因の区分表」に従い記入すること。 関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。 【 主 原 因 の 区 分 表 】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1574 655 1630">事 故</th><th data-bbox="655 1574 1417 1630">主原因及び関連原因の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1630 655 1742" style="text-align: center;">爆 発 ・ 火 災</td><td data-bbox="655 1630 1417 1742">維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1742 655 1854" style="text-align: center;">漏 え い</td><td data-bbox="655 1742 1417 1854">管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中</td></tr> </tbody> </table> （注1）維持管理不十分とは、当該施設において本来なされなければならない保全が不十分であったものをいう。 〔例〕 熱交換機用制御板の電気配線に油が入り込み配線スパークし、制御板に着火延焼	事 故	主原因及び関連原因の区分	爆 発 ・ 火 災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中	漏 え い	管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中																											
(1) 主原因 (2) 関連原因	主原因は、事故発生の直接的な原因をいい、下記の「主原因及び関連原因の区分表」に従い記入すること。 関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。 【 主 原 因 の 区 分 表 】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1574 655 1630">事 故</th><th data-bbox="655 1574 1417 1630">主原因及び関連原因の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1630 655 1742" style="text-align: center;">爆 発 ・ 火 災</td><td data-bbox="655 1630 1417 1742">維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1742 655 1854" style="text-align: center;">漏 え い</td><td data-bbox="655 1742 1417 1854">管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中</td></tr> </tbody> </table> （注1）維持管理不十分とは、当該施設において本来なされなければならない保全が不十分であったものをいう。 〔例〕 熱交換機用制御板の電気配線に油が入り込み配線スパークし、制御板に着火延焼	事 故	主原因及び関連原因の区分	爆 発 ・ 火 災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中	漏 え い	管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中																													
事 故	主原因及び関連原因の区分																																			
爆 発 ・ 火 災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中																																			
漏 え い	管理不十分、誤作動、確認不十分、不作為、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施行不良、破損、交通事故地震等災害、悪戯、不明、調査中																																			

25 被害の状況		火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を○で囲むこと。 <table border="1"> <tr> <td>1.設備機器内</td> <td>危険物施設から出火し、出火した設備機器内にとどまったもの。</td> </tr> <tr> <td>2.施設装置内</td> <td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>3.隣接施設へ拡大</td> <td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所内でとどまった</td> </tr> <tr> <td>4.事業所外へ</td> <td>事業所外にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td>5.他の施設から</td> <td>他の施設から類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td>6.流出に起因し施設外から</td> <td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table>	1.設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内にとどまったもの。	2.施設装置内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3.隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所内でとどまった	4.事業所外へ	事業所外にまで延焼又は流出拡大したもの	5.他の施設から	他の施設から類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6.流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの
1.設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内にとどまったもの。													
2.施設装置内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの													
3.隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所内でとどまった													
4.事業所外へ	事業所外にまで延焼又は流出拡大したもの													
5.他の施設から	他の施設から類焼により当該危険物施設が火災となったもの													
6.流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの													
26 人的被害	死傷原因	次の区分に従い、被害内容等を記入すること。 重 症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽 症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの ・当事者：発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員、のいずれであるかを併せて記載すること。 ・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） ・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除くもの なお、当該事故により負傷した後 30 日以内に死亡した者は死者とする。 死傷原因を以下から選択して記入すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）												
27 物的被害	(1) 被災影響範囲及び拡大の状況 (2) 施設等の被害状況 (3) 物質の被害状況 (4) 直接損害額	被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を記入すること。 (例)・火災により○○装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200m の範囲に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3 km にわたり拡散し、のり養殖に被害 当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を記入すること。 〔例〕・○○工場 200m² 全焼、隣接事業所 2 棟（12m²,125m²）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損 当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を記入すること。 なお、危険物の場合は、17 欄と同様に記入すること。 〔例〕 ・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 l 流出 該当する項目番号を○で囲むこと。1 万円以上の場合は、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に記入すること。 なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害の額は除く。												
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		各組織ごとに出動した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数を記入すること。												

29 実施した防災活動の状況	防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を記入する（複数ある場合には降雪消防機関については主要な３種類、自衛消防組織等については主要な６種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は漏えい油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は、緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に記入すること。また、固定式消火設備の作動状況についても記入すること。 【 防 災 活 動 内 容 コー ド 】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">防 災 活 動 の 概 要</th><th style="text-align: center;">コード番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>消火</td><td style="text-align: center;">0 1</td></tr> <tr><td>冷却</td><td style="text-align: center;">0 2</td></tr> <tr><td>土のう積み等拡散防止措置</td><td style="text-align: center;">0 3</td></tr> <tr><td>流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)</td><td style="text-align: center;">0 4</td></tr> <tr><td>回収、除去、拡散</td><td style="text-align: center;">0 5</td></tr> <tr><td>オイルフェンスの展張</td><td style="text-align: center;">0 6</td></tr> <tr><td>油回収（海上）</td><td style="text-align: center;">0 7</td></tr> <tr><td>付近住民への広報活動</td><td style="text-align: center;">0 8</td></tr> <tr><td>救護活動待機</td><td style="text-align: center;">0 9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: center;">9 9</td></tr> </tbody> </table>	防 災 活 動 の 概 要	コード番号	消火	0 1	冷却	0 2	土のう積み等拡散防止措置	0 3	流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	0 4	回収、除去、拡散	0 5	オイルフェンスの展張	0 6	油回収（海上）	0 7	付近住民への広報活動	0 8	救護活動待機	0 9	その他	9 9
防 災 活 動 の 概 要	コード番号																						
消火	0 1																						
冷却	0 2																						
土のう積み等拡散防止措置	0 3																						
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	0 4																						
回収、除去、拡散	0 5																						
オイルフェンスの展張	0 6																						
油回収（海上）	0 7																						
付近住民への広報活動	0 8																						
救護活動待機	0 9																						
その他	9 9																						
30 防災活動上の問題点	自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を記入すること。 ①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他 その他の項目（例） ・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった。																						
31 行政措置	発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に記入すること。 なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に記入すること。 〔例〕 ・法第 11 条の 5 第 1 項・第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・法第 12 条第 2 項 製造所等の一、構造及び設備の基準適合命令 ・法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令 ・法第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の緊急使用停止命令 ・法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の返納命令 ・法第 13 条の 24 第 1 項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程変更命令 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 危険物施設についての応急措置命令 ・法第 16 条の 5 資料提出命令、報告徴収命令 ・法第 16 条の 6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令																						
32 定期点検等	直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を記入すること。 なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。																						

33 当該施設に係る法令違反の有無	日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を○で囲むこと。 なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を記入すること。 [例] ・法第 10 条第 1 項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第 10 条第 3 項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第 11 条第 1 項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第 11 条第 5 項 製造所等の完成検査前使用 ・法第 11 条第 6 項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第 11 条の 4 第 1 項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第 12 条の 3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第 12 条の 6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第 12 条の 7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 1 項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第 13 条第 2 項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 3 項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第 14 条の 2 第 1 項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程の変更命令違反 ・法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項 保安検査受認義務違反 ・法第 14 条の 3 の 2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第 16 条 危険物の運搬基準違反 ・法第 16 条の 2 第 1 項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第 16 条の 2 第 3 項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第 16 条の 3 第 2 項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第 16 条の 5 第 2 項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
34 今後の対策	事故発生原因、拡大原因又は、防災活動等から得られた教訓をもとに当該施設で実施された対策について簡記すること。 [例] ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施
35 所 見	消防機関が事故から得た教訓、問題点（防災活動上の問題点を除く。）等についての記入すること。 [例] ・従業員等に対し、定期点検のみならず業務中における日常点検も十分行うよう指導。

別表第1 施設装置名称コード表

施 設 ・ 装 置 名 称		コード 番 号	施 設 ・ 装 置 名 称		コード 番 号
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	石 油 精 製 工 業	常圧蒸留装置	2101
	低圧乾式ガスホルダ	1102		減圧蒸留装置	2102
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103		精製装置	2103
				分解装置	2104
	固定屋根式（地上）タンク	1201		溶剤抽出装置	2105
	浮屋根式（地上）タンク	1202		重油直接脱硫装置	2106
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203		重油間接脱硫装置	2107
	円筒横置型（地上）タンク	1204		水添脱硫装置	2108
	地中タンク	1205		改善装置	2109
	岩盤タンク	1206		硫黄回収装置	2110
	海上タンク	1207		ガス回収装置	2112
	屋内タンク	1208		水素製造装置	2113
	地下タンク	1209		潤滑油製造装置	2114
	簡易タンク	1210		パラフィン製造装置	2115
	その他のタンク	1299		脱ろう装置	2116
				アルキル化装置	2117
	タンク専用室	1301		アスファルト製造装置	2118
	貯蔵倉庫	1302		脱塩装置	2119
	移動貯蔵タンク	1303			
通				その他	2999
	海上入出荷施設	1401	ガ ス 工 業 （ガ ス 事 業）	コークス炉	3101
	ローリー充填施設	1402		ガス発生炉	3102
	ドラム充填施設	1403		ナフサ改質装置	3103
	貨車充填施設	1404		水素化分解炉	3104
	ボンベ充填施設	1405		ガス改質装置	3105
				ガス精製装置	3106
	冷凍施設	1501		タール蒸留装置	3107
	空気、不活性ガス施設	1502		ベンゾール精製装置	3108
	自家発電施設	1503		熱調整装置	3109
	受変電施設	1504		気化装置	3110
	ボイラー施設	1505		ガス圧縮機	3111
	電解施設	1506			
	制御計測室	1507	電 力 事 業	その他	3999
	蒸気発生施設	1508			
	配電施設	1509			
	廃ガス燃焼装置	1601	電 力 事 業	発電装置	4101
	廃液、排水処理施設	1602		変圧装置	4102
	排煙脱硫装置	1603		開閉装置	4103
	集塵装置	1604		その他	4999
	焼却装置	1605	有 機 化 学 工 業	（エチレン系製品）	5101
	脱湿装置	1606		エチレン製造装置	5102
	フレアスタック	1607		ポリエチレン製造装置	5103
				エチレンオキシド・エチレングリコール製造装置	5104
	事務所等	1701		エタノール製造装置	5105
	試験研究施設	1702		アセトアルデヒド製造装置	5106
	分析、試験装置	1703		酢酸、酢酸エチル・酢酸ブチル製造装置	5107
	自動車等の点検、整備作業場	1704	工 業	塩化ビニル製造装置	5108
	洗浄作業場	1705		スチレンモノマー製造装置	5109
	販売店舗等	1706		ポリスチレン製造装置	5110
配合室	1707	αーオレフィン製造装置			
その他	1999				
		その他のエチレン系製品製造装置		5199	

施 設 ・ 装 置 名 称		コード 番 号	施 設 ・ 装 置 名 称		コード 番 号
有 機	(プロピレン系製品)		有 機 化 学 工 業	(その他)	
	プロピレン製造装置	5202		アンモニア製造装置	5901
	ポリプロピレン製造装置	5203		メタノール製造装置	5902
	オクタノール製造装置	5204		ブタノール製造施設	5903
	アセトン製造装置	5205			
	プロピレンオキサイド製造装置	5206		n-パラフィン・アルキルベンゼン製造装置	5905
	プロピレングリコール製造装置	5207		高級アルコール製造装置	5906
	ポリプロピレングリコール製造装置	5208		エンジニアリングプラスチック製造装置	5910
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209		アジピン酸製造装置	5911
	アクリル酸エステル製造装置	5210			
機	その他のプロピレン系製品製造装置	5299		その他の合成樹脂製造装置	5959
				その他	5999
	(合成ゴム)		鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 工 業	(鉄鋼)	
	ブタジエン製造装置	5301		高炉、電気炉等金属溶接装置	6102
	スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302		熱間圧延装置	6103
	ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303		冷間圧延装置	6104
	クロロブレン・ラバー(CR)製造装置	5304		洗浄装置	6105
	エチレン・プロピレン・ジエン・メチレン(EPDM)製造装置	5305		メッキ装置	6106
	ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306		鋳造装置	6107
	ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307		鍛造装置	6108
	イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)製造装置	5308		管製造装置	6109
	その他の合成ゴム系製品製造装置	5399		電線、ケーブル製造装置	6110
学 工 業	(芳香族系化合物)		そ の 他	その他	6199
	ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401			
	フェノール製造装置	5402			
	トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403			
	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)製造装置	5404			
	無水マレイン酸製造装置	5405			
	無水フタル酸製造装置	5406			
	その他の芳香族系化合物製造装置	5499			
業			そ の 他		9999

別表第2 機器等名称コード表

機 器 等 名 称		コード 番 号	機 器 等 名 称		コード 番 号	
塔 槽 類	蒸留、清留塔(スチラigher、ストリッパー) [蒸留、精製、分溜、蒸発、濃縮]	1 0 1	移	ホッパー	6 0 1	
	反応塔、槽 [分解、重合、改質]	1 0 2		運搬車	6 0 2	
	抽出塔、槽 [抽出、吸着、分離、晶析]	1 0 3		バケットエレベーター	6 0 3	
	吸収塔、槽 [吸収]	1 0 4		ローディングアーム	6 0 4	
	洗浄塔、槽 (ウォッシングタワー、スクラバー) [洗浄、脱臭]	1 0 5	送	ピグ装置	6 0 5	
	混合、溶解槽 [混合、溶解、計量、ろ過、静置、中和]	1 0 6		配管 (送油、注入管等)	6 0 6	
	貯槽 (タンク) [貯蔵]	1 0 7		コンベア、フィーダー	6 0 7	
	[]はプロセス別を示す。					
	その他の塔槽類	1 9 9		その他の移送機器	6 9 9	
	容 器	ドラム塔容器	2 0 1	そ の 他	充填機	9 0 1
ボンベ		2 0 2	詰替機		9 0 2	
バケット		2 0 3	印刷機		9 0 3	
熱 交 換 器		熱交換器	3 0 1		塗装機	9 0 4
					切断機	9 0 5
					冷凍機	9 0 6
					クーリングタワー	9 0 7
					フィルター	9 0 8
					蒸発機、サイクロン	9 0 9
					乾燥機	9 1 0
			固定給油 (注油) 設備	9 1 1		
			ろ過機	9 1 2		
炉	加熱炉	4 0 1		濃縮機	9 1 3	
	燃焼、焼却炉	4 0 2		過熱ヒーター	9 1 4	
	焼入れ、焼戻し炉	4 0 3		脱臭設備	9 1 5	
	ボイラー	4 0 4		換気設備	9 1 6	
	熔融炉 (高炉)	4 0 5		排気設備	9 1 7	
	金属、ガラス熔融炉	4 0 6		フライヤー設備	9 1 8	
	乾燥炉	4 0 7				
	分解炉	4 0 8				
	その他の炉	4 0 9				
ボ ン プ ・ 圧 縮 機 器 等 回 転 (往 復) 機 器	ポンプ	5 0 1		その他	9 9 9	
	圧縮機	5 0 2				
	ブロアー	5 0 3				
	タービン	5 0 4				
	遠心分離機	5 0 5				
	遠心ろ過機	5 0 6				
	集塵機	5 0 7				
	攪拌、混合機 (ニーダー)	5 0 8				
	粉碎機 (ミル、ベルベライザー、アトマイザー)	5 0 9				
	回転蒸発機	5 1 0				
	ふるい、分級機	5 1 1				
	押出機、造粒機	5 1 2				
	ロータリーキルン、ロータリードライヤー	5 1 3				
	その他の回転 (往復) 機器	5 9 9				

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部 位 部 品 名 称		コ ー ド 番 号	部 位 部 品 名 称		コ ー ド 番 号
機 器 等 本 体	タンク側板	1 0 1	主 要 部 位	安全弁	3 0 1
	タンク底板	1 0 2		破裂板	3 0 2
	タンク屋根板	1 0 3		ベント管、ブロー管、放出管	3 0 3
	ポンツーン	1 0 4		通気管	3 0 4
	塔槽類本体	1 0 5		マンホール	3 0 5
	本体溶接部	1 0 6		覗き窓	3 0 6
	本体に係るボルト、ナット、リベット	1 0 7		指示計器	3 0 7
	容器本体	1 0 8		レベルゲージ	3 0 8
				液面計	3 0 9
	その他の機器等本体	1 0 9		架台、サポート	3 1 0
付 属 配 管 ・ ダ ク ト 及 び 接 続 部	管継手（ダクトを含む。）	2 0 1	位	保温材、ヒーター	3 1 1
	フレキシブル管継手（ダクトを含む。）	2 0 2		ヒーティングコイル	3 1 2
	スチームトラップ	2 0 3		パーナー	3 1 3
	開閉弁	2 0 4		タンク浮屋根シール	3 1 4
	制御弁	2 0 5		ラダー（廻りはしご等）	3 1 5
	逆止弁	2 0 6	主 要 付 属 部 品	その他の部位	3 9 9
	緊急遮断弁	2 0 7		電動機	4 0 1
	ドレンノズル	2 0 8		配線、スイッチ類	4 0 2
	ストレーナー	2 0 9		制御盤	4 0 3
	ドレンバルブ	2 1 0		計測盤	4 0 4
	ホース（給油、注油及び注入ホースを除く）	2 1 1		接地	4 0 5
	フレームアレスタ	2 1 2	そ の 他	その他の部品	4 9 9
	バックリング	2 1 3		ベルト、チェーン	9 0 1
	配管の保温材、ヒーター	2 1 4		ローラー	9 0 2
	配管のボンディング、接地	2 1 5		軸受	9 0 3
	架台、サポート	2 1 6		計量口	9 0 4
				タンク注入口	9 0 5
	その他の付属配管等	2 9 9		車両の給油口	9 0 6
				給油管等	9 0 7
				給油（注油）ホース	9 0 8
				給油（注油）ノズル	9 0 9
				フィルター	9 1 0
				その他	9 9 9

別表第4 運転・作業状況コード表

運 転 状 況	コード番号	運 転 状 況	コード番号
定常運転中	0 1	運転操作中	0 1
スタートアップ中	0 2	定期修理中	0 2
シャットダウン中	0 3	不定期修理中	0 3
緊急操作中	0 4	サンプリング中	0 4
停止中	0 5	点検中	0 5
休止中	0 6	計測作業中	0 6
貯蔵・保管中	0 7	新規建設工事中	0 7
給油中	0 8	改造工事中	0 8
受入中	0 9	廃止解体工事中	0 9
払出中	1 0	監視中	1 0
運搬中	1 1	洗浄中	1 1
荷積中	1 2	充填中	1 2
荷卸中	1 3	小分け・詰替中	1 3
試運転中	1 4	抜取中	1 4
新規建設中	1 5	原料仕込み中	1 5
改造中	1 6	その他	9 9
廃止解体中	1 7		
移送中	1 8		
その他	9 9		

第8章 災害応急対策

第1節 現地防災本部等の設置

防災本部は、特別防災区域に係る災害の規模、態様等災害の状況に対応し、現地において有機的連携のもとに迅速かつ効果的な防災活動を実施するため、現地防災本部及び現地活動統制本部を設置する。

1 現地防災本部の設置基準

(1) 北九州地区（小倉地区、戸畑地区、若松地区及び八幡地区）及び福岡地区に対する設置基準

- ① 第3次防災体制になり、防災関係機関による総合的な防災活動を必要とするとき。
- ② 特別防災区域の周辺において異常現象が発生し、特別防災区域に重大な影響を及ぼす虞が生じたとき。
- ③ その他防災本部長が適当と認めるとき。

(2) 白島地区に対する設置基準

- ① 第2次白島特別防災体制になり、災害状況の実態把握及び災害応急活動の調整等を必要とするとき。
- ② 特別防災区域の周辺において異常現象が発生し、特別防災区域に重大な影響を及ぼす虞が生じたとき。
- ③ その他防災本部長が適当と認めるとき。

2 現地活動統制本部の設置基準

(1) 第2次白島特別防災体制によってもなお防ぎよ鎮圧が不可能であり、関係機関による総合的な防災活動を必要とし、更に現地において活動する必要があるとき。

(2) その他現地防災本部長が必要と認めるとき。

3 設置者

(1) 現地防災本部

防災本部長が設置するものとする。

(2) 現地活動統制本部

現地防災本部長が防災本部長と協議して設置するものとする。

4 設置場所

(1) 現地防災本部

当該特別防災区域が所在する市（海上保安部）の庁舎内に設置する。ただし、防災活動を容易に行うため、必要に応じて現地防災本部長の判断により適当と認める場所に設置す

ることができる。

(2) 現地活動統制本部

現地において活動を統制するために、原則として災害現場の近傍とする。

5 現地防災本部等の名称

(1) 北九州地区

福岡県石油コンビナート等北九州地区現地防災本部（略称 北九州現地防災本部）

(2) 白島地区

ア 福岡県石油コンビナート等白島地区現地防災本部（略称 白島現地防災本部）

イ 福岡県石油コンビナート等白島地区現地活動統制本部（略称 白島現地活動統制本部）

(3) 福岡地区

福岡県石油コンビナート等福岡地区現地防災本部（略称 福岡現地防災本部）

6 現地防災本部等の組織

(1) 現地防災本部

ア 構成

現地防災本部は、現地防災本部長、現地防災本部員をもって構成する。

イ 現地防災本部長

現地防災本部長は、次の本部員をもって充てる。ただし、災害が主として海上の場合は第七管区海上保安本部長をもって充てる。

- ・ 北九州地区、白島地区 北九州市長
- ・ 福岡地区 福岡市長

現地防災本部長は、現地防災本部の業務を掌理する。

現地防災本部長に事故があるときは、現地防災本部に属する本部員のうちから本部長があらかじめ指名する者をもってこれに充てる。

(2) 現地活動統制本部

ア 構成

現地活動統制本部は、現地活動統制本部長、現地活動統制副本部長及び現地活動統制本部員をもって構成する。

イ 現地活動統制本部長及び副本部長

現地活動統制本部長及び副本部長は、次の者をもって充てる。

ただし、災害が主として海上の場合については、本部長は第七管区海上保安本部環境防災課長をもって充てる。

- ・ 現地活動統制本部長 福岡県消防防災指導課長

・現地活動統制副本部長 北九州市消防局警防部長

(3) 現地防災本部員等

ア 現地防災本部員

現地防災本部員は、次の本部員をもって充てる。

北九州地区	白島地区	福岡地区
北九州市長	北九州市長	福岡市長
第七管区海上保安本部長	第七管区海上保安本部長	第七管区海上保安本部長
九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部長
福岡県警察本部長	福岡県警察本部長	福岡県警察本部長
福岡県総務部長	福岡県総務部長	福岡県総務部長
北九州市消防局長	北九州市消防局長	福岡市消防局長
日本製鉄（株） 九州製鉄所長	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 白島国家石油備蓄基地事務所長	ENEOS（株） 福岡油槽所長
西日本電信電話（株） 九州支店長	西日本電信電話（株） 九州支店長	西日本電信電話（株） 九州支店長
その他、本部員のうちから本部長が必要と認めて指名する者		

イ 現地活動統制本部員

現地活動統制本部員は、次の者をもって充てる。

白 島 地 区
福岡県消防防災指導課長
第七管区海上保安本部環境防災課長
九州産業保安監督部保安課長
福岡県警察本部警備課長
北九州市消防局警防部長
白島石油備蓄(株)北九州事業所長
その他、現地防災本部長が必要と認めて指名する者

(4) 現地防災本部員等の会議

ア 現地防災本部員会議

現地防災本部員会議は、現地防災本部長が招集する。

イ 現地活動統制本部員会議

現地活動統制本部員会議は、現地活動統制本部長が招集する。

(5) 連 絡 員

現地防災本部員及び現地活動統制本部員は、自機関の職員を同行し、連絡調整等に当たらせるものとする。

(6) 事 務 局

ア 現地防災本部

- ① 現地防災本部の円滑な運営を図るため事務局を設け現地防災本部の庶務を行う。
- ② 事務局の職員は、現地防災本部長の所属する機関の職員をもって充てる。

イ 現地活動統制本部

- ① 現地活動統制本部の円滑な運営を図るため事務局を設け現地活動統制本部の庶務を行う。
- ② 事務局の職員は、現地活動統制本部長の所属する機関の職員をもって充てる。

7 現地防災本部等の業務

(1) 現地防災本部の業務は次のとおりとする。

- ア 災害情報を収集し、防災関係機関等へ伝達すること。
- イ 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整を行うこと。
- ウ ア・イ及び災害応急対策実施状況を防災本部に報告すること。
- エ その他防災本部長が指示すること。

(2) 現地活動統制本部

- ア 災害状況の実態を把握し、防災関係機関等へ伝達すること。
- イ 防災関係機関が実施する災害応急活動に係る連絡調整を行うこと。
- ウ ア・イ及び災害応急活動実施状況を現地防災本部に報告すること。
- エ その他現地防災本部長が指示すること。

8 解 散

本部長は、次のいずれかに該当するときは、現地防災本部を解散する。

また、現地防災本部を解散する場合にあっては、現地防災本部長は、現地活動統制本部に対して解散の指示を行うものとする。

- (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (2) 予想された災害の危険が解消されたと認められるとき。

第2節 応 急 措 置

1 事業所の応急措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における応急措置の一般的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 陸上災害

ア 火災、爆発等に対する応急措置

- ① 操業中止等必要な措置を講ずる。
- ② 事業所構内へ異常現象発生の際警報を発する。
- ③ 自衛消防隊による初期消火の活動を実施する。
- ④ 災害の拡大防止及び二次災害防止のため、状況に応じ他の危険物、ガス、毒劇物等

について安全な措置を講ずる。

イ 漏洩、拡散等に対する応急措置

アに掲げるもののほか、次の措置を講ずる。

- ① 漏洩及び拡散等の箇所又は原因を確認し、漏洩箇所の閉止に必要な措置を講ずる。
- ② 漏洩又は拡散した蒸気、ガスが引火性のある場合は、直ちに火気、自動車等の使用を禁止するとともに、電気設備等点火源となるものについて適切な措置を講ずる。
- ③ 漏洩した油等は回収するものとし、回収できないものにあつては、油処理剤、油吸着材等により処理するものとする。この場合、蒸気の発生するおそれのあるものについては、必要に応じ蒸気の発生を減少させるため泡放射等を行う。
- ④ 油類以外の危険物、ガス、毒劇物の漏洩、拡散にあつては、可燃性、毒劇性の性状に応じ、火災（爆発）の発生、人身への被害がないよう周囲の状況に留意しながら、燃焼、分解、沈殿、中和、希釈等の適切な措置を講ずる。この場合、漏洩、拡散した物質がガスを発生するものであるときは、ガス検知を行うとともに可燃性ガスの場合にあつては周囲の他の引火性、毒劇性の物質を安全な場所へ除去する等の安全措置を講ずる。

ウ 流出に対する応急措置

ア及びイに掲げるもののほか、次の措置を講ずる。

- ① 流出範囲の拡大を防止するため必要に応じ、土のう積、築堤等を行う。
- ② 河川、水路、港湾等への流出防止のため、必要な措置を講ずる。
- ③ 流出範囲及びその範囲の火気使用を中止するとともに、必要に応じ点火源となる自動車、電気設備等の使用を禁ずる。

(2) 海上災害

ア 陸上施設からの流出油等に対する応急措置

- ① 事業所構内へ異常現象発生の警報を発するとともに状況に応じて係留中の船舶等へ通報する。
- ② オイルフェンスを展開する等の措置により、流出油等の拡散を防止する。
- ③ 流出油等は油回収船、油回収装置等により回収し、必要に応じて油処理剤等によって処理する。

イ 岸壁係留中の船舶の火災、爆発等に対する応急措置

アに掲げるもののほか、次の措置を講ずる。

- ① 荷役を中止する。
- ② 必要に応じ、防災関係機関の指導により災害発生船舶を適当な場所に移動する。

- ③ 状況に応じ、タンカー、バージ等による積載油の抜取りを行う。
- ④ 船舶の消防設備及び関係事業所等が所有する防災資機材によって消火活動を実施する。

(3) 自然災害

地震、津波、風浪、その他異常な自然現象が発生し又は発生するおそれがある場合は、おおむね次の措置をとり、災害が発生した場合は、(1)、(2)による応急措置をとる。

ア 出火、爆発、石油等の漏洩等の災害をひき起こすおそれがある施設、設備等の操業を中止する等の措置を講ずる。

係留中の船舶は、荷役作業を中止し、必要に応じ離岸、安全場所に避難する。

イ 浮遊するおそれのある物件を除去し、又は固定するとともに排水口の閉鎖等の措置を講ずる。

ウ 事業所内の火気使用を制限する。

エ 自衛防災組織及び共同防災組織の出動準備体制をとる。

オ 危険物、高圧ガス等の施設について直ちに次の事項を点検する。

- ① 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無並びに石油等の漏洩の有無
- ② 防油堤、流出油防止堤等の防災施設及び設備の機能の適否
- ③ 緊急遮断弁等安全装置類の機能の適否

カ 点検の結果、設備等に異常があった場合は、直ちに消防機関に通報するとともに応急補修を行う。

キ 隣接事業所の被害状況を把握する。

以上の一般的応急措置のほか、事業者は危険物、ガス、毒劇物等の種類ごとに、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の状況等に応じた具体的応急措置を定め応急措置を講ずる。

2 特定事業所の応急措置

特定事業所は、第5章第3節に定める組織体制により1に掲げる応急措置を講じ、実施した応急措置の概要について防災本部に、現地防災本部が設置されている場合は現地防災本部に、現地活動統制本部が設置されている場合は現地活動統制本部に逐次報告するものとする。

3 防災関係機関の応急措置

防災関係各機関は、第5章第2節に定める組織体制により、防ぎよ活動計画を定め、各機関の緊密な連けいのもとに応急措置を行う。

防災関係各機関は、実施した応急措置の概要について防災本部に、現地防災本部が設置されている場合は現地防災本部に、現地活動統制本部が設置されている場合は現地活動統制本部に逐次報告するものとする。

第3節 自衛防災組織の活動基準

自衛防災組織の基本的活動基準は、次のとおりとする。

1 事故の早期発見、早期通報

特定事業所は、自所の巡回体制を確立し、災害の早期発見に努めるとともに、異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、第7章（通報及び情報の伝達）に定める事項を簡潔明瞭に通報する。

2 被災者の救助活動

特定事業所は、自衛消防隊により被災者の救助を行うとともに防災活動要員以外の者の避難誘導を行い、公設消防隊の到着後は相互に連携を保ち、協力して救助に努める。

3 防ぎょ活動

特定事業所は、発生した災害の拡大防止及び鎮圧を図るため、想定する災害に対応した自衛消防隊、防災資機材の活用方策及び相互応援による災害防ぎょ活動体制を整え、災害発生の場合は第2節（応急措置）の応急措置をとり、公設消防隊到着後は、その指揮下にはいる。

なお、応急措置とともに下記の措置をとるものとする。

- (1) 公設消防隊に対し、災害現場及び附近の施設、設備に関する情報提供
- (2) 公設消防隊に対し、水利、火点への誘導及び協力
- (3) 災害発生区域周辺の警戒及び防災活動現場の確保
- (4) 水利の維持
- (5) 電源の開閉
- (6) 関係装置の運転停止又は開始
- (7) 消火活動障害物の破壊、除去
- (8) 消火活動に必要な工作物の構築
- (9) 投光器及び放送設備の設置
- (10) 油等の流出箇所の点検及び土のう構築
- (11) 消火薬剤、油吸着材、処理剤、オイルフェンス等の防災資機材の調達及び搬送
- (12) その他必要な保安措置

4 情報の収集、伝達活動

災害の拡大防止を図るため、速やかに災害の情報を収集し、公設消防隊の現場指揮者に伝達すること。

第4節 警戒区域の設定と避難及び交通規制並びに広報

特定事業所等において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要がある場合における警戒区域の設定と避難及び交通規制対策並びに広報については、次のとおりとする。

1 警戒区域の設定

市長は、人命、身体に対する危険の防止又は防災活動上必要があると認めるときは警察及び海上保安部の協力のもとに警戒区域を設定し、防災活動関係者以外の者の立入制限、退去等の措置をとり、防災活動の円滑を図る。

2 避難対策

(1) 市 長

ア 市長は、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難の指示及び誘導をする。

イ 市長は、避難の措置をとったときは、すみやかに防災本部長に報告する。

ウ 市長は、あらかじめ避難予定場所を定め、収容可能人員等を把握しておくものとする。

(2) 海上保安官

沿岸海域における災害の拡大を防止し船舶交通の安全を図るため、必要と認める船舶等に対し、避難の指示、勧告及び誘導をする。

(3) 警 察 官

市長が避難を指示することができないとき、又は市町長から要求があったとき、地域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

3 交通規制

(1) 一般交通

災害の様態により、防災活動、防災資機材の輸送、一般住民の安全を図るため、所轄警察署長は必要な交通規制を行い交通を確保する。

(2) 航 路

災害のため、港内海上の交通を規制する必要がある場合、港湾管理者、海上保安部等関係機関は、安全な航路を確保する。

4 広 報

防災関係機関は、人心の安定、秩序の維持を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう広報に努めるものとする。

(1) 広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害の発生状況（日時・場所・災害原因等）
- イ 避難、勧告及び避難場所の指示
- ウ 地域住民のとるべき措置と心得
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報の方法

広報は、市、消防機関、警察本部及び海上保安部の広報車、航空機、船艇等によって行う。

各関係機関の広報車輛等の所有数量は、次表のとおりである。

(3) 報道機関の協力

防災本部その他防災関係機関は、災害広報について、新聞、ラジオ、テレビ等の各報道機関に協力を求めるものとする。

広 報 車 両 等 所 有 数

地区	機 関	広 報 車	航 空 機	船 艇	備 考
北 九 州 地 区	北 九 州 市	158			
	北 九 州 市 消 防 局	182	ヘリコプター 1	1	
	門 司 警 察 署			2	
	門 司 海 上 保 安 部			9	
	若 松 海 上 保 安 部			4	
	第七管区海上保安本部 北 九 州 航 空 基 地		固定翼 5 ヘリコプター 2		
	計	377	7	17	
福 岡 地 区	福 岡 市	130			
	福 岡 市 消 防 局	232	ヘリコプター 2	1	
	博 多 臨 港 警 察 署			2	
	福 岡 海 上 保 安 部		ヘリコプター 2	7	
	県 警 察 本 部		ヘリコプター 4		
	計	360	8	10	
合 計		737	15	27	

第5節 自衛隊に対する災害派遣の要請

特別防災区域に係る災害に際して、人命又は財産の保護のため急を要し、通常的手段では対応が困難であり、自衛隊の出動が必要と認められる場合には、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣の要請

(1) 知事等の派遣要請

知事（防災本部長）、第七管区海上保安本部長は単独又は関係市の派遣依頼に基づき自衛隊（第四師団長、駐とん地司令及び基地司令等）に要請する。

この場合、次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 知事等への派遣要請ができない場合の部隊派遣

市長は、災害の状況を派遣命令権者（第四師団長等）に通知することができる。この場合、通知を受けた派遣命令権者は、特に緊急を要し、要請を待ついとまがない場合と認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊を派遣することができる。

この場合、市長は、速やかに、この旨を知事に通知するものとする。

(3) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、また、その必要がなくなった場合は、知事等は派遣要請の要領に準じて撤収を要請するものとする。

2 活動内容

- (1) 災害状況の把握
- (2) 人命の救助
- (3) 水 防
- (4) 消 防
- (5) 道路、水路の応急啓開
- (6) 応急診療、防疫等の支援
- (7) 応急給水支援
- (8) 通信の確保
- (9) 救援物資の受入態勢

3 派遣部隊の受入態勢

派遣部隊に対しては、受入市は次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

4 使用資器材の準備

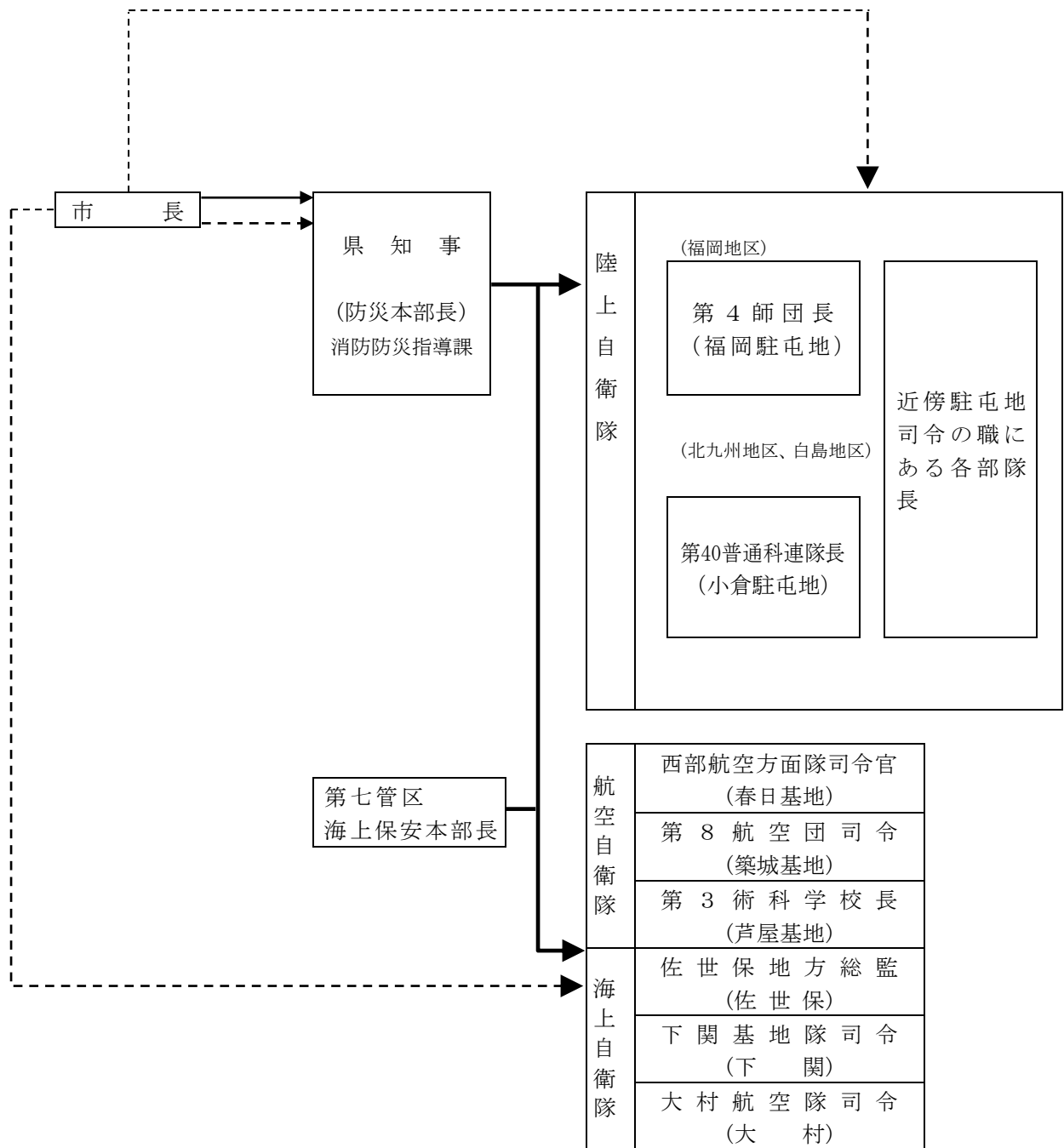
- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き受入市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市において準備する。

5 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資器材の費用
- (5) その他必要な経費については事前に協議しておくものとする。

災害派遣要請系統図



(凡例)

- 要請
- 報告、依頼
- - - 通知

第9章 災害復旧対策

第1節 災害の原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査は、関係行政機関の調査によるものとする。

地域周辺の住民に対して甚大な被害を及ぼした災害、応急措置如何によっては大きな影響を他に及ぼすおそれのある災害については、今後の安全確保に資するため、防災本部に關係行政機関及び必要に応じて専門員等を含めた事故対策部会を設置するとともに原因究明を行い、教訓を踏まえて類似災害の再発防止に努めるものとする。

第2節 改善計画

当該事業所に対する改善指示について、行政機関は密接な連携を保ちつつ、原因究明結果及び教訓等を勘案した改善指示についての適切な措置を關係法令に基づいて行うものとする。

第3節 公共施設の災害復旧対策

公共施設の管理者は、特別防災区域における道路、河川、港湾、橋梁、水道等公共施設が被災した場合は、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を積極的に行うとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう措置する。

- 1 地震、津波、台風、その他の自然現象により、公共施設が被災した場合、国の所轄に係る公共施設については国が、その他の公共施設については、県及び市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき国の補助を受け、又は単独で災害復旧を行う。
- 2 地震、津波、台風、その他の異常な自然現象以外の原因により、公共施設が被災した場合、管理者は原因者に対し、必要な災害復旧を行わせる。